

岡山藩刑政史料の一異本

林 紀昭

岡山市立中央図書館は「自元禄七戊至宝永三戊」（K〇九二・一一／G）と題する史料を収蔵する。端本であることが惜しまれるが、岡山藩刑政の一端を窺う史料と認められる。『池田家履歴略記』（一九八一年復刻二版による）は多数の刑事問題も列記するが、『岡山県史』第二四卷・岡山藩文書（一九八二年）に紹介の『刑罰書抜』・『絶蹟素隠』は江戸時代前半の刑政理解に寄与する公刊基本史料であった。これまでこれらの史料の基となった資料について言及した論は見当たらない。岡山藩で現存する刑事裁判資料が寛政十年以降の穿鑿者口書のみであることが原因かと思われる。しかし、池田家文庫マイクロフィルムによって評定所『留帳』『刑罰附有赦』・『死附出奔』・『雑』等、総記・法制に収載される典籍群を瞥見すると、上記三史料や今回紹介の史料との関係について新知見を得ることができそうである。先ず上述史料を紹介する際に、上記三史料の中の関係する当該事件の掲載頁・『留帳』との関係を付記をし、解題で収載事件を分析してその時期の岡山藩の刑政の取り組みの特徴に触れ、併せて関係史料の典拠についても私見を提示したい。

岡山藩刑政史料の一異本

一

〔表紙〕
「從元祿七戌

至宝永三戌

五冊之内」

元祿七年

六月十四日

一稻葉四郎右衛門組頭国府四兵衛若党大崎助八討首ニ

被 仰付

趣意、六月九日之夜、船戸助九郎甥渡辺小四郎
渡辺金右、大崎助八と同道ニ而千阿弥辺江參、喧嘩
衛門三男

仕出シ、小刀ニ而小四郎胸先江右之助八三所突、

其外顔足ニも手疵五ヶ所有之、是ハ切候ニ而ハ無
之、組合田ノ中へ倒レ候時、脇差ニ而切候様子ニ

候、小四郎脇差ヲ拔候ヲ助八はね候へハ、小四郎

脇差ヲはね落れ、助八、脇差ヲ小四郎拔可申と致

候を、拔セ間敷と仕候時、助八手之内疵付候旨、

外ニハ助八手疵無之候、小四郎声を立候付、人出

合候故、助八ニ〔マ〕彦兵衛と申百姓之數ヲ分ケ

逃込候を、彦兵衛下人盗人と心得、明松彦人とは

し、式人棒を持出、方々尋候処に、茗荷之中より

助八脇差ニ而松明持候者ヲ切候ニ付、棒にてた、

き倒し候、其後宿々より人遣し連帰候旨、趣意ハ

稔と知不申候、四兵衛方へハ御徒横目佐治八大夫

參候而申口承、両方相違も有之、不分明候、翌十

日、小四郎死候上ハ不及御吟味、助八義ハ討首ニ

被 仰付趣読聞セ、手鎖其俣ニ而、於四兵衛屋敷

之内、四兵衛下人斬之、見届御徒横目小森浅右衛

門被 仰付

〔池田家履歴略記五五五・刑罰書抜一〇二一・留帳
刑罰附有赦（以下不記載）ト同文〕

元祿八年

六月十六日

津田左源太組

一打首被 仰付

武藤弥五兵衛

趣意、六月十四日之夜九ツ時分、弥五兵衛乱気仕、母方の叔父古田与一兵衛ヲ切、与一兵衛嗣子兵大夫ニ手ヲ負、夫より走り出、池田大学中屋敷大谷九郎左衛門所江罷越、寝所江参候、隣家高木斎も参、九郎左衛門方ニ而脇指と番刀ヲ借り、乗物ニ而宅江帰候、九郎左衛門先達而参候、此方より岡田甚五兵衛罷越、乗物ニ付道々色々すかし召連帰候而、刀・脇差渡不申処、一類ともすかし捕取縮候、大横目宮部清四郎筋目有之者幸ニ候間罷越、弥五兵衛母妻ニ様子可承候、与一兵衛方江も参、兵大夫にも様子可承旨、浅野瀬兵衛ヲ以被 仰付候、清四郎指扣居候へ共、扣候ニ不及之旨被 仰出、罷越様子承候、与一兵衛ハ清四郎罷越候少前ニ死候ニ付、手疵見届之、同十六日、弥五兵衛宅江与頭薄田兵右衛門・安田孫七郎罷越、切手ハ御郡方徒愛知門兵衛也、依为一類丹羽七郎左衛門・

岡山藩刑政史料の一異本

高木与一郎出合可申との義ニ付、罷出ル、弥五兵

衛乱気之夜、番頭津田左源太・与頭薄田兵右衛門、其外大勢一類共駆付参候也、大学家来大谷九郎左衛門仕形不宜ニ付、大学より被改易、高木斎ハ在所周匝江被追込置

〔略記五五八・書抜一〇二八・絶蹟索隠五九八・留帳卜同文〕

六月廿三日

瓶井山寺中

一御追放

金 藏 院

一同断

作右衛門

趣意、去ル正月十四日夜半過、右金藏院隠居屋より出火、式間ニ三間之草や焼失、金藏院義者大福寺ニ日待有之ニ付罷越、留守ニ作右衛門と云下人一人指置候、老僧に茶漬など給させ、作右衛門ハ本寺ニ帰り臥り居候処、竹ノ鳴音ニ目覚罷出候得ハ、隠居屋江不残火移り候得共、何とも可仕様無

右金藏院下人ニ而出火之時分不宜様子ニ付

之、老僧焼失仕候、出火之様子安住院も聞付、下人等駆付消申候、然とも過半焼、聞付參候故、隠居屋ハ不残焼候、本寺ハ残候、右隠居増善義、常々病氣不行歩者故、安住院も早速心付尋候へとも、過半焼、床も焼落候儀ニ候へハ、家之中へはいり候事難成、漸々火消相尋候へハ、常之寝所より少脇ニ焼死居申候、右之様子、翌十五日之朝、安住院より寺社方御用人庄野武左衛門江申越候ニ付、上坂外記江申達、老中被聞届、中村八郎右衛門・今井夫右衛門兩人ヲ武左衛門申合、吟味候様ニと被申渡、安住院江罷越、安住院同道ニ而金藏院方江何茂罷越、金藏院口上承候処、大福寺江罷越、隔居申儀ニ候へハ、火事之様子遅承、罷帰見候へハ、老僧焼死居申躰無是非仕合、迷惑仕候由申候、其節口上書いたさせ指出候、金藏院義、急度閉門仕居申候

右之品ニ付、留守ニ居申候作右衛門義、老僧逆死

之様子難心得ニ付、籠舎被 仰付、瓶井門前ニ居申者之悴太郎、其夜金藏院に泊り候ニ付、太郎義者御郡会所之籠江御入被成

同十七日之朝、金藏院不見候故、近辺方々相尋候へ共、不居申候ニ付、寺中之出家、其外下人共安住院より申付、方々尋さ七候へハ、備中宮内真言宗持善坊ニ居申、同日晚捕參、其段上坂外記より老中江申達、其已後金藏院嚴敷閉門仕、寺中末寺之出家ニ下人相加り、昼夜番仕候、安住院も、金藏院義ニ付屹〔度脱〕遠慮仕罷在候、二月廿三日、作右衛門・太郎申口、大横目承、替義無之、太郎ハ手鎖御免

六月十九日、金藏院義評定所江呼出、大横目共口聞候、就夫同寺中花嚴院・万徳院・同末寺大徳院・最城院、右四僧相添罷出、金藏院口段々聞終り、退出、同廿三日、評定所江金藏院并右之四僧相添罷出、小仕置中・大横目列座ニ而、金藏院江浅野

瀬兵衛申渡趣

金藏院義、正月十四日之火事ニ、老僧増善焼死申ニ付、出家之義ニ候得ハ、中陰之経営等も可仕義ニ候処、早速欠落仕候ニ付、何とそ子細も有之哉と、先日御吟味被成候処、何之子細も無之、迷惑仕候迄ニ而立退申由、一札仕候、就夫御追放被 仰付

安住院義、寺中金藏院義ニ付、遠慮仕罷在候、金藏院今日御追放被^(手前御吟味被成カ) 仰付候処、指テ前廉之首尾ニ替事も無之候、依之金藏院御追放被 仰付候、自分儀、遠慮御赦免被成候間、可罷出旨、老中被申渡由、庄野武左衛門申渡

〔略記五六一・書抜一〇三〇・留帳ト一部異同〕

七月五日

一御改易

熊谷 伝兵衛

趣意、伝兵衛甥岩根伝五郎^{但伝兵衛兄岩根周右衛門子なり}病中ニ付

養子願之儀、伝五郎父周右衛門弟岩根彦介浪人ニ

而上方ニ居候、此者之悴ヲ願可申哉と、一類共申

岡山藩刑政史料の一異本

候旨、伝五郎所存ハ、親類ニ而ハ候得共、御用ニ

可立者ニ候哉、人品不存候而ハ、奉願義如何ニとの義ニ而、不願候由、伝五郎死後、右之彦助悴竹右衛門ヲ伝五郎名跡ニ可被 仰付候間、呼下候様被 仰付、罷下、未被 仰付も無之内ニ、親彦助御当地江罷下り、悴竹右衛門義、伝五郎名跡ニ被 仰付候事、御断申上度趣、伝五郎番頭山崎大藏ニ而候故、与頭和田猪左衛門江申達候旨、取次仕候義成不申由申候由、其已後罷上り候分ニ仕致逗留、老中式台江願書出候得共、披見無之内ニ戻り申様子ニ候、熊谷伝兵衛為ニ彦助ハ弟ニ而候処、御当地江罷下り居申御断も不申上、彦助願之義も同じ所存之様成噂も有之由、依之二月十八九日之比より、遠慮仕居申処、七月五日左之通被 仰付

伝兵衛江読聞せ候御書付之趣

岩根伝五郎名跡之義ニ付、同氏彦助御当地江參、

五

我假成無憚義共申廻り、不礼之仕形ニ候処、其段不メリニ仕、伝兵衛も同所存之躰、殊ニ家法ヲ輕シ、彦助逗留仕候義、頭共江も不申断候由、旁不届ニ付、改易申付候、尤彦助・二男伝五郎名跡ニ申付置候竹右衛門共ニ追放候也

熊谷重左衛門御預

一 池田吉左衛門弟重左衛門義、同姓之者故、重左衛門江之心付ニ、其方養子ニ申付置候得とも、此度罷帰、吉左衛門ニ預候也

申渡候上ニ而、口上ニ可申

伝兵衛ハ不及申、岩根彦助并竹右衛門、御国足踏仕間敷候、彦助・竹右衛門ニ伝兵衛其旨可申聞候

熊谷重左衛門

其方義、同姓之者故、心付ニ熊谷伝兵衛養子ニ申付置候へ共、存念有之、此度取返シ、兄池田吉左衛門江預ケ候也

池田吉左衛門

弟重左衛門義、心付ニ熊谷伝兵衛養子ニ申付置候得共、存念有之、取返、其方江預ケ候也

〔略記五五七・索隱五九九・留帳卜一部異同〕

四月十四日夜

一 山崎大藏組寒川源左衛門、養母乱心仕候ニ付、去年六月五日、小仕置中迄致相談、屋敷之内押置候処、今月首絞相果申候、早速与頭和田猪左衛門罷越、見届候旨、大藏江申達候ニ付、源左衛門宅江大藏も罷越、死骸見届候処、別義無之ニ付、右之品小仕置中迄申達候、依之源左衛門義、遠慮仕引込居申候処、六月廿日罷出候様ニと池田左兵衛より申来、罷出

〔略記五五八・索隱五九八・留帳死并出奔卜同文〕

元禄九年

六月廿一日

一 御改易

(上坂外記組脱力)

上嶋 彦 助

不覺悟者之由、聞及候、依之改易申付也

〔略記五六五・索隱五九八・留帳ヲ一部尙略〕

同日

土肥飛驒組

一 玉虫 孫九郎

丹羽平太夫組

片山新五左衛門

兩人之弟平兵衛不屈之仕形ニ付、乱氣と名付、押込置候由、兄弟之事ニ候得ハ、難忍趣意ニも候哉、然とも、侍ニ有間敷不屈之者ニ候へハ、何とそ仕様も可有義ニと、心ニ不応候、依之平兵衛義、討首ニ申付也

玉虫孫九郎弟

平兵衛

侍ニ有間敷仕形有之ニ付、討首ニ申付也

土肥飛驒宅ニ八木惣兵衛・藤岡勘右衛門兩人罷越、右之書付之趣、小森浅右衛門読渡し、飛驒家来三宅弥助と申者、首討申也、平兵衛今朝飛驒江御預、右

岡山藩刑政史料の一異本

之通被仰付也

孫九郎・新左衛門、兩人とも今日より閉門仕、七月廿九日・晦日ニ兩人共立退

〔略記五六五・索隱五九九・留帳ト一部異同〕

八月廿七日

山崎大藏組

一御追放 杉山 弥兵衛

弟甚太夫、此度往来之士民銀札持參仕旨承、於途中令殺害、銀札取隠候段、不屈之仕形、重罪ニ候ニ付、縛り、首獄門ニ申付候、依之弥兵衛も追放申付也

同日

杉山弥兵衛弟

一首獄門 甚太夫

牟佐村酒屋之下人、岡山より銀札ヲ取帰候を承、往還江出向、右之下人ヲ切殺シ、銀札ヲ取候ニ付、縛り、首獄門ニ被 仰付者也
御書付之趣、於郡会所御徒横目石川甚七郎申渡し、縛り馬ニ乗せ、高札先江押立、川下柳原ニ而首ヲ討、

七

上道郡古津村前々より懸り来之場所ニ掛り候

高札之趣

此甚太夫と申者、むさ村酒屋之下人、岡山より銀をとりかへり候をうけたまはり、往還江出むかひ、右之下人ヲきりころし、銀をとり候ニ付、見せしめのため、如此行もの也

八月廿七日

右甚太夫、山崎大藏江御預之由被 仰渡ニ付、甚太夫呼寄大小取、足輕番人申付、上番ニハ相組之侍兩人宛相勤、夫より兩日御郡会所江御吟味ニ御呼出候処、御郡会所揚り屋江御入置被成、右之通被 仰付

〔略記五六五・留帳ノ弥兵衛仰渡記事不記載〕

八月廿六日

御小性組

一出奔

神戸覚右衛門

從江戸御登セ被成候処、直ニ立退、是母付火仕ニ

依テ也

九月廿七日

御近習歩行

一出奔

村上弥一兵衛

於江戸神戸覚右衛門御上セニ付、遠慮仕罷在候処、同廿五日江戸罷立御国江帰、致遠慮罷在候様ニ被仰付罷在候処、同廿七日立退申段、下御横目小谷半助・山田藤左衛門兩人迄江、右之段書状ニ而申越也

右之通ニ付、弥一兵衛妻并男一人・女子一人、十月十四日、三人共御国共御払被成也

〔留帳死并出奔ト一部異同〕

十二月五日

御小性組

一御追放

村上儀右衛門

神戸覚右衛門母付火仕砌、役義之者ニ候ヘハ、覚悟可有之処に、不埒之仕成、穿鑿之上ニ而、申分も不自由、不届ニ候、急度可被 仰付候ヘとも、此節以用捨追放申付候也

神戸 源五郎

其身無如在儀ニ候得共、母火事、人外之仕形ニ候、

兄覚右衛門不所存之躰、以之外ニ候旁、令追放者也

右儀右衛門・源五郎兩人、九月十一日より水野三郎兵衛ニ御預置、覚右衛門母ハ七月廿三日岸藤右衛門ニ御預也

但覚右衛門母ハ元禄十三年十一月廿七日火罪、委細此年ニ記置之

同日

伊木大藏組

一御扶持被放

上山幾右衛門

神戸覚右衛門母付火悪行不届、依之扶持召放シ候也

〔略記五六六・索隠六〇〇・留帳ヲ大幅ニ省略〕

七月十一日

一稲葉四郎右衛門組落合三郎太夫病死、跡式御潰シ被成ニ付、悴三之助十月十二日退去

是三郎太夫父弥左衛門家業、三郎太夫埒十分ニ無之、其上病氣故勤も得不仕、他国かけの御奉公も

岡山藩刑政史料の一異本

不申上候へハ、連々以御扶持可被放と被 思召候

内、死去仕候、悴三之助乍若年先年不埒、不案内

成噂も有之、第一祖父よりの家業不仕成候由、旁

以跡目御潰被成候間、可申渡候、此節四郎右衛門

病氣ニ付、四郎右衛門宅ニ而与頭竹村小平太申渡

〔略記五六六・索隠五九九・留帳死并出奔一行ノミ、

雜見エズ〕

九月廿九日

難波町吉兵衛後家借屋日雇

一御追放

市兵衛

此者、当七月十六日之夜、上道郡中嶋村島ニ臥り居候ヲ、同村之者見出シ、様子尋候得ハ、うろ、

とありき候而、此所ニ臥り居候由申候、荷籠有之

ニ付、見候へハ、穂切之粟有之候付、吟味仕候得

ハ、右同所ニ而切取候由、中嶋村名主方より人相

添、難波町送参候由、依之牢舎被 仰付置、此度

御追放也

〔留帳ト同文〕

九

十一月七日

御小性組

一出奔

渡辺郷左衛門

下津井江御使者ニ参居申、今日立退、右ニ付御断も不申上、郷左衛門跡家江門田茂右衛門・平形金兵衛罷越、取持候、依之郷左衛門下女三人、茂右衛門・金兵衛手前江引請有之候女、又ハ郷左衛門跡家ニ罷在候男、茂右衛門・金兵衛心次第片付可申由、郷左衛門諸道具・騎馬ともニ、右兩人片付仕、急ニ郷左衛門屋敷明ケ可申由、其上ニ而案内次第、屋敷を引受取候様ニ可申渡由ニ付、郷左衛門諸道具并騎馬ともニ、船にて讚州ニ居候親向山弥一右衛門方江、茂右衛門・金兵衛兩人方より遣候、同廿日之晚、家ヲ明候故、其段外記江申達候処、屋敷奉行并山内千八郎、平形金兵衛・門田茂右衛門出合、家屋敷相渡候、右之通、茂右衛門・金兵衛心得違郷左衛門宅へ罷越候ニ付、同日より遠慮仕罷在候段、外記迄申達候、同廿八日、遠慮

御赦免被成由、猪右衛門被申渡、然ル処、讚州江郷左衛門道具遣候節、相添遣候者罷帰申候ハ、右道具之中、鉄炮壹挺入交り有之ニ付、讚州郡代藤川善大夫・矢野孫八郎兩人より道具相改、鉄炮ヲ見出し、鉄炮可返由、茂右衛門・金兵衛方江書状指越候、上坂外記江相尋、右兩人方より鉄炮取ニ遣候処、手形文言先方心ニ不応候由ニ而、鉄炮渡シ不申、先方存寄之受取手形之文言書付、金兵衛・茂右衛門方江指越候、右之通外記江又相尋、指圖之通ニ請取手形相調遣し候へハ、鉄炮早速相渡、請取候而、十二月十六日罷帰候ニ付、早速外記江其段申達候、茂右衛門・金兵衛、右鉄炮ニ心付不申、右之首尾弥迷惑ニ奉存候ニ付、兩人共遠慮仕罷在候由、同日、外記江申達候処、翌十七日、外記より猪右衛門江申達候へハ、此節之義ニ候故、不及遠慮候由被申渡

〔留帳死并出奔ト冒頭異同〕

十一月十四日

一 於江戸御見小性真野権八郎、御国江被遣候間、御書付之趣、宮部清四郎致同道、権八郎江申渡候様ニと、丹羽治太夫江大学被申聞、同夜五ツ時分ニ清四郎致同道、権八郎御長屋へ参、稻川左内・沢一学・斉藤三郎助列座ニ而、権八郎江治太夫読聞、道中南条八郎御附御登七被成也

申渡覚

真野 権八郎

今度奥山庄太夫・鈴田半四郎立退候ニ付、権八郎〔留帳ニ脱〕義前々より之様子聞届、不届ニ候、依之備前江遣、池田才三郎江預ケ置者也

庄太夫・半四郎兩人ハ、於江戸十一月十二日

立退

元禄十一年正月廿三日之夜、権八郎義、只今迄池田才三郎江御預置被成候得共、此節御赦免被成、当地ニ被差置候、右之趣才三郎宅ニ而、藤岡勘右衛門・薄田兵右衛門、権八郎江申渡

岡山藩刑政史料の一異本

権八郎義、木村玄石・横井良伝、才三郎方より受取、布施玄珀〔実父也〕方江引渡、同八月九日被召出、五拾代〔俵カ〕被下、伊木将監組ニ被属〔略記五六七・留帳ト一部異同〕

元禄十年

閏二月十三日夜

一 御小性組山口市大夫義、親忌明候ニ付、青地三之丞方江兼而約束仕置罷越、両吟〔カ〕ニ而咄罷在、五ツ時分夜食已後、市大夫三之丞ヲ切殺、早速三之丞宅ヲ罷出、東山薬師堂江参、道心者居合罷在候ヲ切殺、其身も自殺死、翌日市大夫屋敷指上

〔索隠六〇〇・留帳災難附闘諍ト同文〕

四月十一日

一 御貝吹浜崎猪兵衛立退候、依之大野十兵衛方江之書置

私義、元禄七年戊二月廿日ニ被 召出、只今迄相

一一

勤、妹共養育仕候段、難有仕合奉存候、然処、去春より病氣ニ罷成、役義難勤御座候、併見分、病者ニ相見不申候間、押而相勤申候へ共、次第息弱罷成申、御用ニ立兼申候段ハ、常々稽古被 仰付候節、又ハ野山江被召連、御聞被遊候通ニ御座候、親果申候節、依御法家屋敷とも御取揚ケ被遊候へ共、私義、役義相勤申様被 仰付候ニ付被 召出候私義ニ御座候、不勤罷成申儀、別而迷惑^(奉九)千万ニ存候、見分、病者ニ相見へ不申候間、何角御訴訟申候義も恐多奉存候ニ付、如此申上置、流浪仕候、私病氣之儀ハ中間之者も存居申義ニ御座候、已上

元禄十年四月十一日 浜崎 猪兵衛

大野十兵衛様

右之書置、并猪兵衛義若乱氣仕候哉、又ハ何とそ悪キ事抔仕、露頭仕而ハ及大事候と存、立退申候哉と存、御貝吹不残呼寄、十兵衛承候、猪兵衛乱氣ケ間敷義、曾而無御座候、悪事仕候段、少も不

承候、先比中間之者二三人咄ニ呼候而、猪兵衛申候ハ、病氣ニ罷成、御役義難勤候間、御断申上候而、浪人可仕哉と申候ニ付、其方義、二十四五歳ニ罷成、七年より之煩ニ候へハ、遂養生候ハ、快氣可仕候間、急ニ存立候事無用ニ候、異見仕候由申候、其段書付上坂外記江持参仕、相渡申候、其後何之御僉議も無御座候

〔略記五七一・留帳死并出奔ト一部異同〕

八月十六日

一池田左兵衛組士鉄炮勝部孫八郎悴孫四郎立退

是孫四郎義、当春より御郡会所御雇ニ而、先祖書ヲ出候所ニ而、前後考も無之、むさと仕たる書付ヲ張置候、此様子乱氣ニ而も仕候哉と、何も存候、依之親孫八郎方江内証申聞候処、眼病氣ニも有之候間、引込養生仕度との願ニ付、御郡会所引取候、親義、在札場御用被 仰付置候得共、むさと外江出ス間敷由、左兵衛より申聞、在札場御用も差替

候、然ル所、八月十六日之夜書置仕、孫四郎立退

〔略記五七一・留帳死并出奔ト一部異同、脱文カ〕

八月廿五日

一 土肥右近組河合九大夫乱気ニ而、右近江被預置候

処、御郡会所揚り屋江被遣、御扶持忝人半被下、

河合源右衛門ニ被預置候九大夫母、河合与〔千カ〕

兵衛ニ被預置候母之弟河合源五兵衛、河田左右衛

門ニ被預置候母之妹兩人、右四人之者とも江も、

忝人半御扶持ツ、被下

九大夫義、元禄十四年五月六日鹿喰嶋江被遣

〔略記五七三・留帳雜ト同文〕

元禄十一年

三月十六日

小作事下奉行

一 木藤 六兵衛

六兵衛義、請込之御銀私曲仕、御法度之博奕ニ遣

捨、重々不届ニ候、此節ニ候故、先下々追込之牢

岡山藩刑政史料の一異本

江御入被成候、追而急度可被 仰付候旨被 仰出

右御徒、目付小谷半助申渡、手錠おろし、御郡横

目ニ引渡、惣牢江入候、前ハ揚り屋ニ居申候

同日

小作事下奉行

一 松原 新兵衛

御作事場御銀之作廻、不届ニ付、追放被 仰付候

同日

同

一 井上 平七郎

御作事場御用不念之仕形、不届ニ付、追放被 仰

付候

三月十六日

御作事奉行

一 一閉門被 仰付 丹比 七太夫

此度木藤六兵衛私曲不届之仕形、并松原新兵衛・

井上平七郎不埒、共ニ小作事方御メリ之筋目委ク

不仕故と 思召候、殊ニ七太夫義者、ケ様之御用

ニ馴、御横目役より小作事大奉行被 仰付置たる

事ニ候へハ、不僉議、不念、不耽様ニ 思召候、

一三三

依之閉門被仰付候

同日

一 追込被置

山田藤左衛門

御作事横目

中村才右衛門

御作事見届勤之内、御奉行とも手前不埒之趣、御徒横目被 仰付置候上者、不差当儀ニ而も可心付之処、不吟味故、御奉行とも大成私曲仕出シ候段被 聞召、不念ニ思召候、依之追込置候様ニと被仰出

八月九日、右両人義、追込御赦免、才右衛門義ハ、御留守居支配被 仰付、前役被 召放、藤左衛門義ハ、判形支配ニ被 仰付、前役被 召放

〔略記五七八・留帳卜何レモ若干異同〕

六月廿七日

池田七郎兵衛組

一 松田 又之丞

又之丞事、数十年簡略仕、其内身持不宜、此已後も手前凌奉公可仕覚悟も無之、不届ニ候、依之知行取上、蔵麦擬作、妻子共嶋江遣也

六月廿七日

池田吉左衛門組

一 調所喜右衛門

喜右衛門事、数十年不法ニ暮シ、簡略仕候内も、身持不埒之覚悟、不届ニ候、依之扶持切米取上ケ、嶋江遣シ候、悴半左衛門ニハ、於嶋蔵麦可遣候也〔略記五七九・留帳卜同文〕

七月廿一日

一御腰物奉行香取六之丞、御尋被成義有之ニ付、稲葉助五郎江御預ケ被成旨、於日置猪右衛門宅、浅野瀬兵衛・宮部清四郎列座、助五郎罷出、石丸〔黒〕後藤兵衛六之丞ヲ召連罷出、清四郎申渡、助五郎即刻六之丞ヲ召連罷帰、同廿六日、土肥右近預り、御足軽四人御借勤番申付、八月廿四日より廿八日迄、於助五郎宅御腰物御改被 仰付、左之通罷出

前御腰物奉行ニ
磯辺喜兵衛
付被仰付罷出

御腰物御改
被仰付罷出
石黒後藤兵衛

御腰物御改被
仰付罷出
森川藤七郎

六之丞跡役
ニ付罷出
永井 権助

御改手伝
今中 源助 御徒横目宇治 久内

十月七日、香取六之丞御腰物奉行役被 仰付置候処、

此度被 召放ニ付、御預ケ之御道具御僉議被 仰付

候内、稲葉助五郎江御預ケ候得とも、江戸・岡山共

ニ御道具無相違ニ付、御赦免、此度大組ニ被 仰付

之旨、於評定所池田佐兵衛申渡之、宮部清四郎出座、

稲葉助五郎・石黒後藤兵衛六之丞ヲ召連罷出

〔略記五七九・留帳卜同文〕

八月晦日

御徒横目

一 荒木喜右衛門

不届之仕形、不覚悟者ニ付、御追放被 仰付候也

同日

御徒

一 田辺 平作

岡山藩刑政史料の一異本

不届之仕形ニ付、御改易被 仰付候也

同日

御徒

一 仁科 武大夫

日来勤も悪敷、不覚悟之仕形、不届ニ付、御扶持

被放候也

〔略記五七九・留帳ノ申渡手續等不記載〕

元禄十二年

六月十日

一 鹿久居嶋江流罪

加藤 文大夫

今度於江戸悪所江参候事、家之法式ヲ背、其上去

年・当年ハ遂ニ無之、火事繁時節ニ而、役所江出

馬も度々、人数指出候事毎度ニ候得共、人々取分

ヲ心懸ケ可有時節ニ候、然処ヲ、遠方悪所江参候

ハ、武士道之心懸一円ニ無之者ニ候、依之流罪申

付候也

〔略記五八二・索隠六〇一・留帳ノ申渡記事不記載〕

一五

閏九月三日

京一条政所様御附水野弥兵衛若克

一鹿久居嶋江流罪

市川平右衛門

趣意、八月廿三日之朝、弥兵衛召使之下女ヲ切倒、
出奔仕候処、早速追手ヲ遣、丹波国亀山領矢賀村
ニ而搦捕、翌廿四日之夜召連罷帰、政所様より
所司代松平紀伊守殿江被 仰上候処、公儀御構無
之ニ付、政所様より当地ニ而如何様とも被 仰
付候様ニと被 仰進候ニ付、右平右衛門迎船被遣、
九月十四日岡山江着船、町会所之牢江御入、其後
如此

御船老艘四十挺立

御船頭高本佐次右衛門

御徒目付太田彦次郎

御徒 美方 善太夫

御徒 大西久五兵衛

御徒 御足軽六人

下女手疵ハ三ヶ所ニ有之候得共、二太刀相見申候、
深手ニ候得共、いまた存命ニ罷在、少宛快候由、
両医共申由

政所様より目付役之者御指出被成、右之趣意被遂

御僉議候処、平右衛門義、兼而彼女ニ致恋慕、状
など遣候得共、曾而同心不仕、折節見懸候故、不
図切候由、平右衛門申候、彼女も成程右之首尾ニ
申候、依之從 政所様御両伝奏衆江御使者被遣、
段々不届之者之儀ニ御座候間、御奉行所江御渡被
成、如何様とも被 仰付候様ニ御頼被 思召候由
被入仰候処、御両伝〔奏脱カ〕より山口安房守殿
江被入 仰、安房守様より紀伊守様江御達、委細
御聞届被成、御尤思召候、併 公儀江懸りたる儀
ニも無之候へハ、兎角弥兵衛存寄之通如何様とも
申付候様ニと、紀伊守様被仰候由ニ御座候、然と
も、政所様御女中之御儀ニ御座候故、此段も御氣
毒ニ被 思召候ニ付、備前へ引取、如何様とも被
仰付候様ニと、政所様より 少将様江御頼被進
候ニ付、役人とも御差登セ、右之平右衛門備前江
召連下り候

右平右衛門義、伏見之者ニ而、急度御届と申ニ

而ハ無之候得共、久山長介、建部内匠頭殿御式
台江罷出、古山三郎兵衛と申用人江逢、何力演
說仕

〔下女手庇以下、留帳ノ久山口状書上一部ヲ摘出記

載〕

正月朔日

一昨晦日之夜、御弓組頭石黒後藤兵衛弟慶休乱心仕、
後藤兵衛并悴藤太夫ヲ切候ニ付、後藤兵衛刺殺之、
今朝御小性組之与頭山田五左衛門ヲ呼ニ来、罷越、
様子見及、口上書受取

口上書

私弟慶休と申者、当年四十二歳ニ罷成、盲目ニ而、
手前ニ養育仕置申候、常々其身貞心成生レ付ニ而
御座候一腹之弟ニ候、尤私并悴藤太夫ニも不和成
義無御座候、只今迄乱心ケ間敷義、終ニ無御座候、
夜前八ツ時分ニ、母并私・慶休、又ハ悴藤太夫一
座ニ居申、慶休不図罷立、又立帰、乱心仕候哉、

岡山藩刑政史料の一異本

藤太夫ヲ二刀切申候、私居合申候故、藤太夫・私
兩人仕取伏セ申候処、私額ヲ一刀切申候、脇指ヲ
もき取候節、私右之手のうち指などへ少ツ、疵付
申候、右之仕合乱心ニ相見候、殊外荒ク罷成、其
分難仕置指殺申候、了簡も無御座義、第一時節柄
と申、別而迷惑至極ニ奉存候、依之遠慮仕罷在候、
此段御小仕置中江被 仰達可被下候

一藤太夫手疵、額一ケ所長サ三寸斗、左江より一所
長サ三寸斗も御座候、私額一ケ所、疵長サ二寸余
りも御座候、取伏候節、右之手ノかうを懸ケゆひ、
少ツ、疵付申候、已上

卯正月朔日

石黒後藤兵衛

書判

山田五郎左衛門殿

右之書付、上坂藏人江差出申候、藏人より山田五
郎左衛門へ申来候者、後藤兵衛口上書之通、鞆負
江申達候へハ、慶休死骸勝手次第片付可申旨也

一七

後藤兵衛遠慮、二月三日御赦免被成

〔略記五七九・留帳災難附闘諍卜同文〕

十二月二日

一上坂藏人組士鉄炮岸半左衛門自殺

是半左衛門義、札紙漉場賄役被 仰付置候処、十

二月二日之晩、私宅江帰候由ニ而罷出、三日之朝、

紙漉場江不罷出候ニ付、半左衛門宅江呼ニ遣候処、

宿江ハ不帰候由、依之半左衛門弟兵助、其外中間

之者東西相尋候処、備中御領分境宮内向畑ニ而自

殺仕候由、三日之夜、藏人江注進仕候、依之同四

日、御郡横目今井夫右衛門・士鉄炮佐藤助右衛門

宮内江被遣、死骸引取候、翌十三年二月廿四日、

半左衛門跡目拾五代〔俵カ〕式人扶持、悴半之助

ニ被下

〔略記五八三・留帳死并出奔卜同文〕

元禄十三年

六月五日

一於江戸戸田一雲悴雲節、生駒弥五右衛門家来ニ疵付候、御徒横目入江久左衛門・石川甚七郎會議仕、双方口上左之通

方口上左之通

生駒弥五右衛門下人上道郡沢田村有助申口

戸田一雲殿御家来久太夫と申者、御国よりの近付

ニ而御座候ニ付參、竹之皮調もらひ可申存、久太

夫ニ逢度と申候へハ、二階ニ居申、上り候へと、

久太夫傍輩申候ニ付、無何心二階江上り申候処ニ、

一雲殿御子息二階ニ被成御座、御叱り被成候故、

是ニ被成御座候義不存候間、御免シ被成可被下と

申、其俣下り申候へハ、跡より追懸被成候ニ付、

兎や角申候義ハ憚と存、御足輕長屋の方へ逃申候

へハ、急ニ追懸ケ、か様ニ疵付被成候

一右有助、丸腰ニ而、はだぎ斗着仕、錢百五拾文斗

傍輩ニかり、竹之皮調申用之由申候

一切疵、右之方居敷之所老ケ所、疵口三寸余ニ見へ

申候

戸田一雲家来岡山瓦町久太夫申口

一私義、一雲方ニ八歳之時より罷在候、有助義ハ先年田尻道貞殿居申時分、御城御番代り合之時分近付ニ罷成候、爰元江参候而ハ終に逢不申、日外森川九兵衛殿御長屋前ニ而、有助外之者と物語仕居申候時、通り合申候へ共、何之挨拶も不仕候、此外昨日参見申候より外ニ、常に見不申候、何方ニ居申も不存候

一昨日有助参、案内なしニ二階江上り申候、頃日私義、気分気ニ而臥り居申候ニ、今老人之傍輩覚助も久々相煩、一所ニ臥り居申ニ付、有助上り候も不存、雲節も其節休居申所江有助上り、うろつき申ニ付、雲節目明ヶ咎申候得ハ、不苦者と申ニ付、何れ之者と尋候へハ、主人無之由申ニ付、弥難心得相尋候へハ、小屋之小人と申、二階橋子〔ママ〕ノ二ツ目程より飛下り、懸出申候、私ハ病氣ニ而

岡山藩刑政史料の一異本

居申ニ付、出合不申、渡り人源助、雲節供仕、追

懸罷出申候

自然少之物にても、失物などハ無之候哉と相尋候へハ

久太夫申候ハ、少之失物も無御座由申候

一雲渡り人今在家村源介申口

一私義、八年已前爰元江参り、進卓用〔カ〕駕籠舁ニ渡り居申候、此節御国江上り申度存、今月朔日より一雲殿へ渡り申候、有助参候時分、下ニ居申候、有助申候ハ、久太夫ニ逢申度と申候ニ付、二階ニ居申候、併若旦那も被居候と申候へハ、不苦者と申上り申候、私義、頃日参り申者之義ニ御座候へハ、常々心易出入仕候者と存、上り次第ニ仕候、追付二階ニ而とさくさ仕、有助橋子より飛下り、外江出申候、其時雲節私ニ捕申候へと申候へとも、結局六ヶ敷可成事と存、其分ニ仕候へハ、雲節追懸罷出候、供ニ参候へと申ニ付、帯など仕直シ申

一九

内ニ、雲節ニ余程おくれ、跡より参り申候、御足
輕長屋江追込、外江出シ申時追付候へハ、又捕ら
へ申様ニ申候得共、其分ニ仕候へハ、雲節追懸參
申、疵付候所も覺不申、手負候と存候時、雲節ハ
宿江戻り申候ニ付、手負候者御門江懸出候而ハ如
何と存、跡より御門江追懸參候へハ、おくれ申ニ
付、折節火廻り之者横合より出申候、声を懸、御
門江こたへ申候様ニと申候

右之通ニ而、有助義、大廻り船ニ而御戻し、村方ニ御
預置、其後流罪被 仰付

〔略記五九五・留帳災難附鬪諍ノ後半不記載〕

七月廿七日

一 池田吉左衛門組安井助左衛門・水野三郎兵衛組熊
沢宇平太、兩人共ニ於学校御檢地御帳御用相勤候、
今朝助左衛門学校江罷出候とて、門外江出候、宇
平太も罷出、申合候様ニ出合候と助左衛門申候時、
宇平太、助左衛門ヲ後より抱キ、懐劍を以左之方

之腹ヲ突通し、又脇差ヲ抜て切倒し候、助左衛門
刀を抜候へ共、働不成、助左衛門草履取、宇平太
後より抱候ヲ手を負せ、若党罷出候ニも手ヲ負、
夫より宇平太宅江歸り、懐劍を以自殺仕ル、水野
三郎兵衛并与頭丸毛儀兵衛江書置有之候へ共、遺
恨有之と迄ニ而、其遺恨之埒無之、八月五日、宇
平太妻子ハ松原藤助方江引取、助左衛門妻子ハ土
金市山家来光枝助之進方江引取、元禄十五年三月

廿一日、助左衛門後家并娘式人ニ三人扶持被下

〔略記五九一・索隱六〇二・留帳災難附鬪諍下同

文〕

五月廿八日

一 山脇伝内組原田理左衛門病死、悴次郎助義、平生
不行跡故、跡目不被 仰付候ニ付、十月十九日、
次郎助立退

〔略記五九〇・索隱六〇二・留帳死并出奔ト同文〕

八月廿一日

御野郡福成村

一討首

五平次

此者乱気仕、養父ヲ切殺、下女ニ手ヲ負セ候処、

近所之者出合捕置候ニ付、^{〔丑〕}元禄十年七月九日より

牢舎

〔書拔一〇四九・留帳ト一部異同〕

十一月廿七日

神戸覚右衛門

一火罪

母名くま

此者、元禄九年神戸覚右衛門江戸御供ニ参候ニ付、

江戸留守中、御徒村上弥一兵衛方江参居申候、東

中島町岸本用意と兼而密通仕居申候、弥一兵衛宅

ニ而ハ、娘と一所ニ居申、母妹髻村上儀右衛門も

近所ニ罷在、弥一兵衛方ニ而ハ、用意出入仕セ候

義も難成ニ付、本宅江帰り申度、工ミにて外より

仕候様ニ致しなし、投文なとも仕、其上弥一兵衛

隣家杉山惣四郎家、又ハ青地小兵衛塀覆も火付、

并弥一兵衛家ニも所々火ヲ付候、先年神戸佐右衛

門家焼失仕候も、此者付火仕候由、此時之付火、

岡山藩刑政史料の一異本

佐左衛門存生之内ニ而御座候、上之町玉屋十右衛

門と申者と不義ハ不仕候得とも、密通之、心有之故、

付申由、白状仕候ニ付、元禄九月十三日より揚り

屋江御入置、此度如斯被 仰付

一岸本用意牢舎被 仰付置候処、元禄^{〔当〕}十一年六月十

日ニ牢死仕

札

此くまと申女、所々ニつけ火いたし候ニ付、火罪に

おこなふ者なり

辰十一月廿七日

〔書拔一〇五二・留帳トホボ同文〕

元禄十四年

十月六日

上坂藏人組士鉄炮

一揚り屋江入

浦上七右衛門

七右衛門倅七郎義、丹波守様江御奉公仕居候処、

於江戸立退候、依之七右衛門堅ク遠慮仕候様ニと

一一一

被 仰付、士鉄炮中間彦人・足軽彦人ツ、昼夜之番被 仰付候処、夫婦とも今日御郡会所揚り屋江被遣

翌十五年二月廿三日、悴七郎罷出候ニ付、揚り

屋御赦免被成、元家被下

〔略記五九四・留帳ノ妻不記載、二月若干異同〕

元禄十五年午

四月廿八日

一閉門被 仰付

齊藤 新 助

村田 加平次

趣意、外下馬御門之上南之方戸開キ有之、京橋之上より見へ候、往来之諸人見入候事、御城内之儀ニ候へハ、如何ニ候、見分候様ニと、池田佐兵衛江池田主殿被申渡、佐兵衛見分仕、与頭浦上十右衛門江承合候様ニと申渡候、外下馬御門之上ハ、御掃除方より構候ニ付、御掃除頭上原助兵衛ニ、

御門之上之義、十右衛門相尋候、助兵衛申候ハ、御番所之後ニ矢師彦助居申候節、矢筈仕入置候、其後御門之上南之方沓間半程飯ニ仕切、軽キ竹垣仕置候、北之方ハ助兵衛請込、笹葉入置候、主膳様御屋敷御普請之節、右竹垣之所、少広ケ候而も構有之間敷哉と、御小作事手代とも尋候ニ付、構無之由、助兵衛申候、只今ハ式間余も可有之候、仕切上江沓間余之片壁ニ成有之候、御普請之次而（小脱）ニ、御作事方より仕候由申候、依之此仕切之壁仕候義、浅野瀬兵衛江日置猪右衛門被尋候処、仕切之義、此方よりハ不申付、又何方よりも不申届候、併昨日齊藤新助申候ハ、此度 主膳様者共新知被下候ニ付、景山助六郎義、只今御長屋住居仕申、納米可納様ニ無之候へ共、是ハ火事ニ逢候故、屋敷持なから、当時大廻屋の御長屋御借被成候事故、難願遣し、村田加平次地来も又米置所も無之候間、御門矢倉之内、米置所ニ借用仕度由申候故、此所

ハ 御祭礼御通筋故、改掃除等も被 仰付候、其上引物ニ而渡したる御門矢倉故、米等之重物置候義如何と存由、新助へ瀬兵衛答申候、様子可承と申、御小作事方沢原弥右衛門ニ瀬兵衛尋承候へハ、右之所ハ加平次居宅之内江統キ、仕切無之候へハ、主膳様御屋敷之内ニ外より抜通しニ罷成候ニ付、新助・加平次申談候而、片壁仕切仕由、先日殿様御入被成候時分も、御台所前見苦敷道具、加平次方ニも、亭より御見越被成、見苦敷道具ハ取込、惣而小道具共入置候由、新助、瀬兵衛江申候

右之趣、達 御耳、新助事、可相伺義不相伺、可届義も役人中江不申談、慎なく取捌キ故、此度自分之了簡ニ而加平次江指図仕候事、不応 御意候、加平次義ハ外と違、厚ク顧可勤者ニ候処、我侬成仕形、御為ニ可成者とハ不被 思召候、去レとも、此度之儀者新助少々存たる事之様ニ申候故、急度ハ不被 仰付由、依之於評定所、新助・加平次を、瀬兵衛・

岡山藩刑政史料の一異本

宮部清四郎召連、上坂藏人出座、御意之趣御書付、藤岡勘右衛門読聞之、兩人閉門仕、五月四日兩人とも閉門御免、新助義、從 主膳様被 召戻、加平次事、主膳様江相詰候義被召難、大組ニ被 仰付

〔留帳ヲ若干省略〕

七月廿七日

一御扶持被放

平見左二兵衛

悴久三郎事、髮ヲ剃御追放被 仰付候ニ付、御扶

持被放也

同日

一髮ヲ剃御追放

平見 久三郎

当時之仕形ニ付、兎角之沙汰ニ不及、髮ヲ剃追放

被 仰付者也

同日

一討首

本庄 久三郎

当日之仕形乱心と云なから、時節・所重々不届ニ

付、討首被 仰付者也

趣意ハ、七月四日松平土佐守様御鞞入之節、本庄久

三郎於御台所役者方肝煎被^(馳走脱) 仰付候処、何と哉らん、

氣立不常見へ候ニ付、側ニ居候御料理方平見久三郎、

脇差ヲも不指丸腰ニ而其座ヲ立出候処、本庄追掛、

平見ニ手ヲ負七候へハ、平見走出、稻川左内居候御

長屋之前ニ而倒レ候、本庄側ニ居合候塩田彦七郎、

本庄ニ取付候へハ、もきはなし手荒ク候ヲ、戸堀五

郎太夫席ヲ隔是ヲ見、即時に走り掛り取メ声ヲ立候

時、彦七郎も相共ニ捕候、御祝儀日、殊ニ土佐守様

追付御入之前ニ付、池田主殿被申渡、本庄ヲ早々向

御屋敷之明長屋ニ押込番付置、其後達 御耳、鳴子

御屋敷ニおゐて討首ニ被 仰付、御徒目付加々野伝

助御書付読渡、御徒長谷川来助討之

右五郎太夫義、右之趣ニ付、拾俵彦人御扶持御増、

御小性ニ御取立被成

〔略記五九九・書抜一〇五八・留帳三名ノ配列ト異
同〕

十月五日

伊木内蔵組

一御郡会所揚り屋江入

服部 源六郎

右源六郎義、赤坂郡口分之御毛見仕廻、周匝辺御

毛見所江參候とて、十月四日午ノ中刻、来光寺谷

ニ而源六郎駕籠より下り、刀を抜家来并付廻し之

名主共三人ヲ追散し、源六郎ハ大王山へ続キ候山

江上り候由、津田左源太・藤岡勘右衛門・水野作

右衛門、御毛見所為見分磐梨郡吉原村ニ一宿仕罷

在候所江、翌五日之暁、御郡目付佐治八太夫方よ

り左源太方江右之段注進申越候ニ付、左源太・勘

右衛門・作右衛門申談、左之趣御郡目付伊藤与一

郎ニ申渡遣候ハ、和氣村之渡シ・矢田村之渡シ・

塩田村之渡シ・周匝村之渡シ百姓共罷出居申、源

六郎參候ハ、申宥メ可指留候、佐伯・周匝ニ而

ハ両所之用人共江可申届由申含、土鉄炮津川門兵

衛近所御毛見所ニ居申候ニ付、牟佐之渡シ場江罷

出居候而、源六郎參候ハ、指留置候様ニと申遣、

扱御郡奉行水野小左衛門ニ申渡し候ハ、磐梨郡・赤坂郡・和氣郡、大王山へ手寄能キ村々之百姓共早々罷出候様ニ申触させ、左源太・勘右衛門・作右衛門ハ早々佐伯之内江參、様子承候処、土鉄炮浅井与九郎塩木村御毛見所ニ罷在、昨四日之晚、源六郎様子を承、百姓共少々召連、源六郎上り候山ヲ相尋候由、然ル処江佐治八太夫・梶田清右衛門參り、与九郎と一所ニ松明ニ而源六郎ヲ尋候へ共、得尋逢不申候ニ付、塩木村江參、夜中近村ヲ触させ、五日之朝早天ニ近村より百姓共罷出申候、同朝、岩田重太夫・波多野八郎左衛門義、梶田清右衛門・佐治八太夫・浅井与九郎居申候所江參、一所ニ百姓共ヲ召連、大王山西北之方より山入仕り相尋候由、右之趣左源太・勘右衛門・作右衛門方より小仕置中迄注進申越、左源太・勘右衛門・作右衛門并水野小左衛門・田上佐五右衛門ハ百姓共召連手分ヲ仕、大王山東南之方より上り懸り候

岡山藩刑政史料の一異本

処、岩田重太夫方より、源六郎義、大王山之内、高星と申所ニ而只今捕候由、左源太・勘右衛門・作右衛門方江注進仕候ニ付、源六郎ヲ捕候段、并源六郎ニ田上佐五右衛門・小林平次郎ヲ相添、岡山江差越可申候、岡山ニ而何方江渡シ可申哉と、右三人より先達而小仕置中江注進仕候、依之日置猪右衛門宅ニおゐて、小仕置中并浅野瀬兵衛、大御目付共江申聞候上、伊木内蔵与頭湯浅六右衛門、源六郎參候道迄遣候様ニと、小仕置中より申遣、其後内蔵ヲ猪右衛門宅江呼寄、源六郎義、御郡会所揚屋江被入候、此旨六右衛門江可申遣由申渡し候、香西五郎右衛門・河原佐助兩人御郡会所ニ待請、源六郎參り候ハ、揚り屋江入候様ニ可仕旨、是又兩人江於猪右衛門宅申渡候、左源太并尾関弥五左衛門・安田孫七郎御郡江罷出居申候間、罷帰候内、大原半之助・高木左近右衛門兩人之内耆人宛、御郡会所江可相詰旨、五郎右衛門ニ猪右衛門

一三五

申渡、源六郎ニ田上佐五右衛門・小林平次郎附参候間、御徒目付入江久左衛門・千賀万右衛門今壹人道迄罷向、源六郎ヲ直ニ御郡会所江召連参、揚り屋江可入候、五郎右衛門・佐助待請居候、此段又ハ右之次第内蔵江申渡、湯浅六右衛門道迄参候趣、佐五右衛門・平次郎江可申聞旨、入江久左衛門・千賀万右衛門・何某江申聞遣候様ニと、大御目付へ猪右衛門申渡、南方村渡場土手筋江久左衛門・万右衛門・何某罷出、右之段佐五右衛門・平次郎ニ申聞、源六郎ヲ揚り屋へ入申候

一土倉市正より家老河村弥一右衛門ヲ以、猪右衛門江被申越候ハ、服部源六郎儀乱気仕、佐伯大王山江籠り候由申来候ニ付、案内申入、市正茂佐伯江可罷越と存候処、源六郎ヲ捕候由承候ニ付、不能其儀候由申越候

〔略記五九九・留帳卜同文、但シ母等ノ処分記載無〕

七月九日

一 虫明又八郎組御徒臼田小兵衛自殺仕ニ付、御徒目付兩人致見分、書付指出入、最前小兵衛悻喜六郎自殺仕候節ハ、御徒目付斗見届候得共、此度ハ大御目付森川藤七郎為見届罷越、委細左之通

口上覚

一 御徒臼田小兵衛、今日夕飯後八ツ半頃ニ屋敷之裏敷之辺ニ而自殺仕居申候ヲ、悻左平次見付、何某家内之者江知セ申候由、右之段承、私共早々罷越見分仕候、手疵ふ多之所、首半分程かき切、即時ニ果申様子ニ御座候、左平次、其外家内之者ニ様子相尋候へハ、頃日少気重キ躰ニ御座候由、外ニ無心元義ハ無御座候由申候

一 自害仕候脇差、壹尺式寸御座候、中程より本ニ大分のり付申候而、死骸之上ニ御座候、うちは・手拭持出候哉、側ニ御座候、見及候処、自害之躰ニ相見へ申候

一 書置御座候哉と吟味仕候得とも、無御座候旨申

候、已上

七月九日

犬塚 善八郎

丹比 仁兵衛

宮部 清四郎様

藤岡勘右衛門様

森川 藤七郎様

虫明又八郎組御徒臼田小兵衛、昨晚自害仕、果申ニ付、御徒横目犬塚善八郎・丹比仁兵衛罷越見分申候趣、口上書差出申ニ付、昨夜藤七郎罷越見分仕候、右両人書付之通相違無御座候、自害之躰ニ相見ヘ申候、書置無御座由申候ヘ共、猶以念入何カ不殘見申様ニと申渡趣、遂吟味候処、弥無御座候由、御徒横目共申候、右之趣越右衛門殿江被 仰達可被下候

七月十日

森川 藤七郎

池田 佐兵衛様

右両通、於評定所池田佐兵衛江差出

岡山藩刑政史料の一異本

一 小兵衛自害仕ニ付、家屋敷指上申埒ニ候間、其心得可仕旨、其砌御徒横目共伊藤久八郎ニも申聞七候、小兵衛次男左平次江、右之者共申聞候処、左平次義不勝手ニ付、伊藤久八郎迄願書指上申候故、御徒目付とも指出

口上書之覚

私親小兵衛逆死仕候ニ付、家屋敷早速指上ケ申筈ニ御座候処、只今迄被為置、難有仕合奉存候、私共落着之儀、色々分別仕候得共、兎角御当地ニ而一日之渡世可仕心当テ無御座候、御当地町医瀧川友三義、私為ニ従弟半ニ御座候、此者頼候ヘハ、私忝人ハ先当分育置くれ可申と申候間、私義、右友三方江罷越、残三人之役〔厄〕介人ハ、友三義も不勝手者ニ而御座候ヘハ、一所ニ育申候義成不申候由ニ付、私母・弟〔マ、三カ〕人ハ宮内辺ニ存寄之者御座候、是ヲ頼、先遣申度奉存候、此段宜様ニ被 仰達可被下候、已上

一一七

七月廿日

白田 左平次

(留帳無)
行年五十歳

伊藤 久八郎殿

右白田左平次義、次男と申、其上忌中ニ御座候
ニ付、奉憚私方迄口上書差出申候、則写仕差上
ケ申候、兼而小兵衛不勝手者、殊ニ此度之仕合
ニ付、足弱とも、当分より之渡世難成趣ニ御座
候間、右之段御頭中様へ宜様被仰上可被下候、
已上

午七月廿一日

伊藤 久八郎

石川 甚七郎殿

犬塚 善八郎殿

丹比 仁兵衛殿

右之通久八郎奥書仕、御徒目付共江出候ニ付、大
御目付中より添書仕、差出ス

右之書付、七月廿三日立合ニ池田佐兵衛江指出

候処、翌廿四日、評定所ニ而右之書付猪右衛門
被見申、小兵衛足弱とも之義ニ付噂有之候故、
小兵衛兼而不勝手者、其上此度之仕合ニ付、足
弱共御当地ニ而渡世可仕様無御座、宮内江參候
而も心当無御座、身ヲ崩渡世可仕旨承及申候、
行つまり申者共ニ御座候間、追付及飢可申様ニ
存申候、鹿喰嶋江被遣候ハ、流浪仕間敷と奉
存旨申上候へハ、心落参度と申候ハ、遣候様ニ
と、猪右衛門被申ニ付、虫明又八郎組之肝煎伊
藤久八郎ヲ以テ、先左平次江申聞候ハ、母・龜
之介・叔父喜兵衛宮内江遣候而ハ、渡世之心当
有之候哉、後々難義ニも及申義ハ無之哉、渡世
之心当も無之候ハ、母・龜之助ハ鹿久居嶋ニ
參、御養ひニ而居申候ハ、扶持方等之七話無
之、飢ニ及申義ハ有之間敷候、此方よりしゐて
申義ニ而ハ無之候、右之儀左平次得心仕、母合
点仕、嶋江可參と存候ハ、願ヲ申上遣し可申

候旨、母ニ申聞セ候処、母承、難有奉存候、龜之助召連、早々嶋ニ参度と願申候、喜兵衛義ハ渡世も可仕者之様ニ聞及候間、勝手次第宮内江参候様ニと申聞セ候ヘハ、喜兵衛申候ハ、母・龜之助嶋江望申候ハ、可被遣旨、難有仕合奉存候、私義、宮内江参候而も、何之心当も無御座義に御座候間、私義も嶋江被遣被下候ハ、重々難有可奉存候、此旨可然様被仰上被下候様ニ申候旨、久八郎罷帰申候ニ付、此旨同日猪右衛門江申達候ヘハ、願之通ニ遣候様ニと被申渡候、銘々願ニ而参義ニ候間、書物致させ置候様ニとの義ニ付、伊藤久八郎・御徒目付丹比仁兵衛相添、願之通勝手次第と被仰付候段申渡、銘々書物取置

右七月廿五日、流人之内、御赦免ニ成候者召連ニ、小林平次郎・龜井孫兵衛、鹿久居嶋江参候ニ付、此舟便ニ乗セ被遣、舟端迄伊藤久八郎召連参ル

岡山藩刑政史料の一異本

〔略記六〇〇・留帳ノ森川藤七郎等口上、左平次・母等一札不記載〕

元禄十六年未

六月六日

一 土肥右近組進藤小三郎、牛窓江之御用被仰付被遣候処、於彼地致乱氣候得共、刀・脇差抜候様之義ハ無之、軽キ事ニ候、日比病氣にて、此度之首尾不便ニ思召候、土肥右近方ニ当分指置候様ニ被仰付候、小三郎父進藤惣左衛門事、木下淡路守殿御筋目有之、御頼ニ付被召出候者ニ而候故、惣左衛門果候節、小三郎幼少ニ候得共、親跡目宜被仰付候、右之趣ニ付、此度御米百俵宛被下、小三郎親類も無之由、庄野夫左衛門ハ為縁類由、御聞被成候条、武左衛門ニ御預被成候、夫左衛門隣之屋敷加ヘ被下、彼地ニ牢居、小作事より仕候間、是江入置、介抱可仕旨、於御城日置猪右衛門、

土肥右近・上坂藏人江被申渡

是小三郎義、長崎御見分衆御通船ニ付、牛窓ニ而御馳走御通ひ之役ニ被 仰付被遣候処、於彼地乱氣いたし、妄語不常様ニ候故、浦上十右衛門彼地御用ニ而参居候ニ付、被 仰付、五月十二日、小三郎ヲ召連、御郡目付伊藤与一郎・御徒目付村瀬勘九郎相添、岡山江罷帰、番頭土肥右近方ニ当分御預被成、其後如此被 仰付、知行被 召上也

口上

進藤小三郎、私旅宿江呼、被 仰聞候通、大小ヲ出させ、荒尾長兵衛立合申聞候ハ、小三郎不埒成事有之ニ付、岡山へ被遣候旨、猪右衛門殿被 仰渡候と申聞、駕籠ニ乗セ、浦上十右衛門・伊藤与一郎・村瀬勘九郎ニ相渡申候

五月十二日

津田 左源太

日置猪右衛門様

口上之覚

一進藤小三郎ニ、御借人山脇伝内預り郷足輕久兵衛と申者相渡り居申候処、昨日之夜半ニ、小三郎臥居申候而、久兵衛を寢所江呼候ニ付、あんどん持参候へハ、小三郎申候ハ、あの猿見候様ニとむさと申候ニ付、久兵衛申候ハ、(留腰アキ)猿ニ而無御座候、床ニ有之ハ花入之花ニ而候と申候へハ、とかく猿ニ而候、扱頃日内気色登り、夢を見、宿之事無心元、夜も不寝候、兎角ハ宿無心元と申ニ付、久兵衛申候ハ、左様ニ思召候ハ、御留守江御見廻ニ可参哉、御状被遣候ハ、持参可仕と申候へハ、成程口上ニ可申入候、我等最後極り候、頃日猪右衛門殿より御菓子・御茶被下候、封付遣候間、我等戻り候迄ハ、封切候事致無用候へと、母に申入くれ候様ニと申候ニ付、早速罷出候時刻、夜七ツ之由、岡山留守江四ツ時分ニ着仕、牛窓より御使ニ参候と申候へハ、母罷出、如何様成使ニ参候哉と直ニ尋被申候ニ付、久兵衛申候ハ、右之趣申入、

何と哉らん、無心元と申候へハ、扱々気毒ニ候、又発り候哉、何分ニも頼候間、随分静メくれ候へ、跡より人遣可申と被申候ニ付、左候ハ、同道可仕と申候得ハ、夜ニ可遣候間、先早々帰くれ候様ニと被申、早々帰候、爰元江八ツ過ニ帰着仕、夫より小頭方江參、右之段々申聞候ニ付、小頭八太夫承候而、其分難仕、山脇九之丞・梶川佐次兵衛江申聞、右兩人私共江申聞候故、小頭呼寄、猶又吟味仕候而申上候

一 昨朝、草履取忠内ニ髪ゆわせ申時分、小三郎申候ハ、忠内ハ親ニ奉公仕候哉と申候ニ付、忠内申候ハ、成程幾年も奉公仕候と申候へハ、忠内ヲ見候而、其方ハ色ニ茂不出候と申候由

一 小三郎かみゆひ仕廻、宿主井上左衛門ヲ呼、床之花夕刻蚊屋之内江入候様ニ見候而、夜も不寝、悪敷夢ヲ見候ニ付、心掛リニ存、心易ヲくり見候へハけたいも悪敷、今度之御用ハ得勤申間敷候、書

岡山藩刑政史料の一異本

置も可仕と存候由申ニ付、左衛門申候ハ、其ハいか様成儀有之候哉、右御物語之分ニ而ハ、左様思召候ハ御無分別と存候間、思召御留り可然候と申候得共、兎角合点不參候とくり返し申候由

一 小三郎此度雇參候文七と申若党ニ、昨日ニ小三郎申候ハ、湯ニ入候へハ快候、我等事力くし〔隠〕横目ニ候故、心易クハ不成と、林安之助申ニ付、最早堪忍成間敷候、最期今明日ニ弥究り候と申候由、右之文七、今朝膳すへ參候得ハ、小三郎自分ニこふし〔拳〕をにきり、文七ヲにらみ付、食を茶漬ニ仕、少給申候由

右之通銘々呼寄、猶又承候処、相違無御座候

五月十一日

田中 源兵衛
上泉治部右衛門

浦上十右衛門

荒尾 長兵衛

津田 左源太様

正徳元年十一月三日、母并悴江五人扶持被下

〔略記六〇七・索隠六〇三・留帳ノ続ク口上覚二通

不記載〕

八月

一土肥右近組中嶋惣左衛門義、渡辺助左衛門門前ニ手負、死居候ニ付、助左衛門より八月廿八日、組頭丸毛儀兵衛江書付指出、如左

口上覚

私門（同日）前江九ツ時分、何者哉らん参、門た、き申ニ付、家来之者罷出門明ケ見申候へハ、手負倒レ居申候、私義、先山百右衛門方江参居申候故、家来之者申参候ニ付、罷帰見申候へハ、居申候ニ付、書付指出申候、此段四郎右衛門殿江被仰達可被下候

一稻葉四郎右衛門より池田佐兵衛・池田七郎兵衛・上

坂藏人江書付差出

相組渡辺助左衛門居宅門外ニ手負死居申候ニ付、

別紙口上書、助左衛門方より丸毛儀兵衛迄指出申

候、早速儀兵衛罷越、其段見及申候処ニ、大小指

居申候、但刀ハ鞘斗差居申候、嶋之袴着仕申候、

手疵ハ未改不申、其俣指置申候、右口上書儀兵衛

持参仕候付、指出申候、御横目衆見分被 仰付間

敷候哉、其内死骸片付不申、門外ニ指置申候、右

之趣御年寄中江被仰達可被下候

一別所忠兵衛より相組御鉄炮引廻吉田定右衛門・岡田

勘兵衛江指出口上

今夕九ツ時分、私屋敷之隣渡辺助左衛門門前ニ人

指殺有之候、右之様子助左衛門より知セ候付、早

速悴十右衛門罷出、見申候処ニ、私門之戸ニ脇差

之さや立かけ有之候、右鞘其俣置、人付置申候、

右之段藏人殿江御噂被成可被下候

一（八月廿九日）土肥右近より小仕置三人江之口上書

私相組中嶋惣左衛門義、渡辺助左衛門門前ニ被切

殺居申由、安藤半左衛門方より松本庄太夫江、夜

前八時分申来候故、早速庄太夫罷越、惣左衛門死

骸(脱文有ルカ)荒増致見分候、首左之方ふ多江懸ケ、余程切レ

申候、刀ハ拔放、惣左衛門死骸之下ニ敷居申候、

右之外手疵も御座候哉、委細ニ改不申候故不存候

一惣左衛門草履取ハ、惣左衛門長屋ニ而腹ヲ切、門

外江罷出、川江入果申候、其段西川筋夜番人聞付、

わめき申候ニ付、松井勘八郎承、早々罷出見分、

御徒目付衆江申遣候、右死骸ハ御徒目付衆川端江(横目)

引上させ申候と哉らん承候、川端ニ有之候草履取

脇差之鞘ハ、別所忠兵衛門前ニ立懸置御座候、脇

差ハ惣左衛門長屋ニ而腹ヲ切候処ニ御座候

一惣左衛門義、夜前吉田甚五兵衛所江咄ニ參罷越、(古)

堀甚兵衛父子・塩川段兵衛・石尾喜六郎一座仕、

四ツ時過何茂同道退出仕候、惣左衛門草履取未參

候、甚五兵衛義、鳥居友之助留守より急用申越罷

越候故、惣左衛門同道仕、磨屋町迄參、夫より別

申候、甚五兵衛別レ候迄、惣左衛門草履取參不申

候由、甚五兵衛申候

中嶋惣左衛門并下人死骸見分ニ、御大目付之内罷越、

見届候ハ、惣左衛門死骸門内江入、并下人死骸改、

惣左衛門門内江入置、両所ニ番人土肥右近より付置

候様ニ、池田佐兵衛より森川藤七郎へ申遣候ニ付、

藤七郎、御徒目付蜂谷奥右衛門・木梨平六郎ヲ召連

見分仕、見分之趣、於 御城日置猪右衛門江口上ニ

而藤七郎申達ス、惣左衛門死骸、勝手次第ニ葬可申

由、下人本助死骸、先惣左衛門屋敷之内ニ指置候様

ニ、土肥右近江被申渡

森川藤七郎改候書付

一中嶋惣左衛門手疵、左之方首咽江懸、長四寸程深

切込申様ニ相見申候、外ニ疵無之候、衣類、袴之

上ニ帷子・うら付の袴着仕、足袋・せつたはき、

脇差ハさし、刀ハ身の下に敷、さや斗指、渡辺助

左衛門門前敷居之外ニ、左ヲ下に致シ、南かしら、

西向ニ倒レ死居申候、鼻紙袋之内改候処ニ、ひん

か、み、銀札・白銀少し宛、珠数、印判御座候

中嶋惣左衛門下人

上道郡門田村五郎兵衛粹

仁兵衛

惣左衛門所ニ而

元助と申候

一 右元助死骸、御徒志水平大夫屋敷前、西川ニしつミ居申候ヲ引上ケ御座候、手疵見分仕候処、咽一ヶ所、長三、四寸程、切口浅ク見へ申候、腹一ヶ所、へその所四、五寸程切、臓腸出、両はたぬき死居申候、惣左衛門長屋見分仕候処、元助常ニ居申長屋之隣、明キ部屋に長壺尺七寸斗ノ脇差、身斗血付居申候、其所ニ大分血御座候、同所より腹腸長三間程、長屋之外迄引出し御座候、門内ニ鼻紙少シ・かミそり壺本紙ニ包、血ニひたり落居申候、門外水汲場のかんきに、草履壺足踏ぬき御座候

一元助常ニ居申候長屋に錠おり居申候ニ付、明申候処、

小刀壺本・櫛道具・木綿ふとん御座候、櫃壺ツ、錠おり居申候ヲ明候而見申候処、古キ中わた御座候、其外何も無御座候、鼻紙袋改見申候処に、けぬき・鑰杯御座候、其外書置らしき物ハ無御座候
一 脇差之さや壺本、別所忠兵衛門之戸ニ外より立かけ御座候、同人門前より少上之方、道中程ニ血余程御座候得共、夜中之雨、又ハ踏申故カ、少跡相見へ申候、惣左衛門長屋ニ御座候脇差ニあわせ見申候処に、右之脇差之さやニ紛無御座候

中嶋惣左衛門召使之下女

八月廿九日

備中窪屋郡沖村新七娘

一 惣左衛門義、昨廿八日之暮六ツ時過ニ罷出候ニ付、元助供仕參、五時^ツニ帰候故、遅ク帰候と、奥より申候へハ、旦那様江御断不申候へ共、少用事有之、外江寄居申由申候、四ツ時ニ迎ニ參候様と、奥より申候由ニ御座候、長屋ニ有之候脇指ヲ見セ相

せん申口

より申候由ニ御座候、長屋ニ有之候脇指ヲ見セ相

尋候へハ、常々元助指申脇差ニ而御座候と申候、
外ニハ何事も不存由申候

同人下人ニ而同丁理右衛門粹歳十五

源次郎申口

長屋ニ有之脇差ハ、元助常ニ指候脇差ニ而候哉と
相尋申候へハ、源次郎申候ハ、元助常ニ指申脇差
ハ、革柄ニ菊のつばニ而御座候様ニ寛申由申候、
長屋ニ御座候脇差ハ、糸柄ニすかし鏝、長扨尺七
寸御座候

一右両人之者ニ、常々元助ちなみ心易、長屋などへ参
候者ハ無之候哉と相尋申候へハ、左様之者ハ無御座
候、元助義、頃日之内常に替り候事ハ無之候哉と尋
候へハ、左様之義も無御座と申候

〔略記六〇八・書抜一〇五九・索隠六〇三・留帳卜
ホボ同文〕

二月九日

邑久郡川口村源右衛門下人

一本在江御戻シ

太郎吉

岡山藩刑政史料の一異本

此者、巳ノ六月、御郡会所江参候而申候ハ、主人

源右衛門人使悪敷、朝夕之喰物耽と給さセ不申、

其上打擲仕、致迷惑之由、訴申候ニ付、源右衛門

ニ相尋候へハ、在之事ニ候へハ、宜キ物ニ而ハ無

御座候得とも、相応ニ給さセ申候、太郎吉義、常々

仕事をも不仕、申付候義違背仕候ニ付、打擲仕候

へハ、懸出見へ不申候故、方々相尋候処、金岡村

ニ居申、召連罷帰、不道者之所ニ指置候へハ、又

ふけ出、御郡会所江罷出、訴申候由申候、右之所

存不届ニ付、牢舎被 仰付置、若斯

〔留帳ニ目下同文檢出出来ズ、参照宝永二年留帳〕

宝永元年申

三月十一日夜

一御大目付薄田兵右衛若党名越勘平・野上門七郎、御

野郡南方村新畑ニ而討果、両人とも死候、依之左之

通兵右衛門より書付出ス

三五

私家來名越勘平・野上門七郎、十二月十二日之朝、部屋ニ不居申ニ付、不審ニ存吟味仕候処、書置も無之、行燈張紙出置候様ニ書付置申候、右兩人手跡ニ而有之候ニ付、野間杯ニ而討果候哉と近辺見七遣候処、御野郡南方村新島畑中ニ兩人とも果居申候段、見届罷帰候、依之御徒目付石川甚七郎・塩田喜八郎兩人頼見分仕、手疵等相改書付参、右之書付池田佐兵衛殿迄指出し申候、屋外ニ而右之仕合、於私迷惑仕候、意趣も有之歟、又ハ近比口論など仕候義も有之、右之通ニも有之候哉と、家來之者とも吟味仕候処、右之趣曾而存寄無御座、常々兩人挨拶悪敷義も無御座由ニ申候、此段御小仕置中江被 仰達被下候様ニと、口上書、宮部清四郎・南条八郎江差出ス

右之趣、猪右衛門江佐兵衛申達候処、兵右衛門外ニ存寄無之候ハ、死骸片付之儀、勝手次第と被申由、佐兵衛より八郎江申來、兩人死骸受人江相渡

森和泉守殿領分備中小田那走出村之者

請入西中島町油屋六兵衛

備中窪屋郡子位庄村之者

請入同村名主八郎

〔略記六一・留帳卜同文〕

五月廿七日

一 判形支配福岡市郎左衛門義、年久敷津田左源太手

前留帳役勤罷在候処、左源太御役御赦免ニ付、判

形支配被 仰付候、此度閑谷江罷越、如前左源太

方ノ留帳役勤候様ニと被 仰付旨、浅野瀬兵衛申

渡候、閑谷江罷越候義致迷惑候段、仲間吉田武太

夫ヲ以断申上候へ共、先者閑谷江罷越候様ニと、

瀬兵衛申候ニ付、一旦参、其後岡山江帰、立退也、

同四年四月十九日被 召帰、是市郎左衛門姨沢野

と申女中、菊姫様ニ御奉公申上候、市郎左衛門浪

人迷惑仕、不便ニ存候由、奉願、如此

〔略記六一・留帳死并出奔等二年分卜同文〕

宝永二年酉

六月廿八日

御郡方支配佐二兵衛粹

一鹿久居嶋江被遣

齊藤 佐一郎

此者御普請方御雇ニ罷出、津高郡白石川筋堤御普請下奉行役相勤候内ニ、度々宮内江通ひ、其上御普請方江出合申、百姓共之内より銀札ヲ借り、其代ニ無役之夫役ヲ立遣し、又ハ、悪所江同道仕候者共江も、無役之夫役ニ心入ニ立遣し候、御穿鑿之上、揚屋江御入置被成候、不届之仕合ニ候へとも、軽キ者、年若ニも候故、死罪ハ免被成候旨被仰付、左之通

在方御雇御普請奉行相勤候処、法外之仕形、不届之仕方^(至)ニ候へ共、軽輩又ハ若年之者故、死罪御有免被成、鹿久居嶋江被遣者也

〔留帳ノ刑申渡不記載ノ外ハ同文〕

八月廿八日

赤坂郡仁堀西村獵師

一牢舎御赦免

次郎兵衛

岡山藩刑政史料の一異本

此者、当春鉄炮ニ而雉子ヲ打候射越之玉、同郡大屋村市蔵と申者ニ中り、死候、其節次郎兵衛仕形茂能、又ハ申出候趣宜候へとも、人ヲそこなひ申ニ付、当二月より牢舎被 仰付置候処、円山普一院不動堂入仏ニ付、今日御赦免

〔書抜一〇六一・留帳ノ文ヲ一文ニ纏メル〕

十二月

一 津高郡紙工村之内、てんまの久次郎と申者、他国米ヲ十二月七日、石山御蔵払ニ出シかけ候処、御蔵中持吟味仕、他所米ニ極り候咎ニより、御郡会所ニ入置、同十八日より十九日・廿一日、已上三日、天瀬御蔵前往還筋に小屋ヲかけ、札ヲ立さらし置

津高郡志とリ村之内

てんまの 久次郎

此もの、所の名主より銀札ヲうけ取、岡山ニ而米をかひ、年貢ニはらい申はづニ請あひ、しの

三七

ひ〔忍〕候て川上江まいり、他国米を下直ニかい、舩ニつミ下シ、蔵払ニ出しかけ申処、他国米あらはれ申候、右之通さうばあいを取申てたて仕、第一常々の御法をそむき申科によつて、三日さらし、令流罪者也

十二月日

右久次郎、宝永五年三月七日、咎重キ者ニ候得とも、円務院願候ニ付、御免被成、本在江御戻シ被成

〔書拔一〇六二・留帳末ノ晒手續キ不記載ノ外ハ同文〕

宝永三年戌

十二月廿八日

並勘定

先ず本史料の性格を明らかにする必要がある。元禄八年六月十六日条・武藤弥五兵衛打首一件では、「刑罰書拔」(以降書拔と略称)は同年『留帳』中の「刑罰附宥赦」の記載と同文、『池田家履歴略記』(以降略記と略称)

一御扶持被放

井上 忠助

赤坂郡岩田村百姓と下ニ而相對仕、年々早米自分江納取申候、御勘定所ニ居申者之義ニ候へハ、左様之埒存可居申処、御法ヲ背、不届ニ候、依之如此

〔留帳ノ末申渡ヲ不記載ノ外ハ同文〕

八月二日夜

一医師田中意徳病氣、其上勝手逼迫仕候ニ付、立退候由、書置仕ル、翌四年八月九日被罷帰、左之通

田中意徳、勝手逼迫ニ付立去候段 御聞被成、不便ニ被 思召候、依之被 召帰旨、池田主殿、布施元珀江被申渡、罷帰、同廿五日、御通懸御礼申上

〔略記六一八・留帳両年分ト同文〕

は事件の経緯を一説も引用しつつ詳細に記載する。但し書拔等に見える口書等はみえない。「絶蹟索隠」(以降索隠と略称)は簡単に事件の流れを記述するに過ぎない。そこで本史料を眺めると、『留帳』・書拔と、事件の経緯・打首の執行経緯・関係者への刑罰を記述した趣意は同文であるが、前二史料に見える口書は存しない。続く六月廿三日条・金蔵院等追放一件では、『留帳』のみ金蔵院追放仰付の後ろに「右下人作右衛門、出火之節、不宜様子二付、追放被仰付」の記載があるが、書拔・本史料とも無く、また書拔は両人の肩書の記載無く、本史料は安住院遠慮赦免の記載中に一部異同が見られる。三書の関係の親密性が認められるが、『留帳』から摘出したことに因ると考えられる。これに対して略記は簡単に金蔵院追放に言及するに過ぎず、索隠は武士身分への刑罰では無い故に取り上げない。続く七月五日条・熊谷伝兵衛改易一件では、書拔は取り上げず、本史料のみ『留帳』と同文、索隠は他事件と同様、簡単に纏めるのみであり、略記は逆に伝兵衛の養子になった別人物が翌年三月九日中小性に召出されたとの他史料に見えない経緯も言及する。これらを眺めると、刑罰関係記事の基となったのは『留帳』で、書拔は文字通り典拠に同典籍を求めたものであり、本史料も同様である。索隠も『留帳』を基に改易・立退・病死に因る絶家を要約して記載したと考えられる。これに対して、略記には『留帳』の内容には含まれない独自の記載が多数あり、刑罰関係記事でも同一事件について『留帳』や本史料と異なった表記がなされている。出典は目下不明であり、その搜索が課題として残る。

本史料には必ずしも編年順に記載されていない事件が散見される。例えば元禄八年七月五日条の後に四月十四日条があるのは『留帳』「死并出奔」に、元禄十二年の石黒某の弟刺殺事件が閏九月三日条の後にあるのも「闘諍」に掲載されることに基づくことによる。それだけ『留帳』との密接な関係にあることが判明する(『留帳』

に現在検索しえない資料もその点は異ならないであろう)。但し関連して後日の取り組みを併記する(例えば元禄十年八月廿五日条に十四年の記事を掲載する)のは、本史料編纂者が『留帳』を繰って書き入れたもので、そこに独自性が認められる。ただ発生諸事件の中で本史料に摘出した基準は編纂者の関心に基づくものか、先行典籍に依拠するのかわ不明である。

次に本史料所載事件の内、関心を抱いた事件を取り上げたい。

先ず注意されるのは武士としての行動を突発的な事件でも厳しく求める藩の姿勢である。上掲元禄八年六月十六日条・武藤弥五兵衛一件では、突然「乱気」を起こし、叔父親子を殺傷した上で、某家に進入した弥五兵衛は結果打首に処されたが、進入された者は「仕形不宜」として改易され、乱心者の縁者に当たると隣家の者も某家で刀等を借り「乗物ニ而宅江帰候」(乱心者を乗物に乗せ自宅へ帰したの意か)の行動の内、乱心の者に刀を渡したことが問われたのであるうか、在所に追い込まれた。事件の経緯を詳細に記載する略記から召捕に手間取った事情に因ると推察される。また元禄十五年七月廿七日条・本庄久三郎一件は、御台所役者方肝煎を仰せつかった当人の「氣立不常見へ」ために、側に居た料理方が、どのような意図からの振る舞いか不明だが、脇差も指さずに丸腰で出ようとしたところ、襲撃を受けて逃げ出した。この件では張本人は「乱心と云ながら、時節・所重々不届」として討首になった(一般的な乱心による行動は責任が限定されたか)が、逃げ出した人物も「当時ノ仕形ニ付、兎角之沙汰ニ不及」髪を剃って追放に処されている。略記では「臆病」と批判している。

日頃の行動でも当然の事ながら、武士としての振る舞いが求められる。元禄十二年六月十日条・加藤六太夫流罪の事件では、在江戸中、主君が護持院火警の役を負い、出馬も度々ある中で悪所通いに耽る等の振る舞いは

「武士道の心懸一円ニ無之者」（略記では武士の道理更に心にわきまえざる者と評価する）として、鹿久居島に流罪となった。宝永二年六月廿八日条・斉藤佐一郎も、「宮内通ひ」が「不屈之仕方」故に鹿久居島に流罪となったが、同一事由に基づく。また元禄九年六月廿一日条・玉虫平兵衛事件では、具体的な内容は不明だが、不屈の仕方があった平兵衛を「乱気」として押し込めていた兄二人の行動が発覚して、「侍に有間敷仕方」があったとして平兵衛は刎首され、兄二人は「仕様も可有義」故、閉門が仰せ付けられ、結局出奔している。やや異例であるが、元禄十四年十月六日条・浦上七右衛門夫婦は略記が「いかなる事にや御とかめ深く」と記載するように揚り屋入りになったのは、江戸奉公中の忤が出奔したことに基づく縁坐刑に依るものだが、背景には両親を放置して出奔する行為は許されないと藩の考えが働いたと推察される。いずれも武士身分の者としては見逃せない行動があったとする藩の判断に因るものである。

喧嘩に基づくのか、遺恨を含んでの行動か、仕掛けた者は誰かも事情を明記せず、関係者二人共に死亡している事件も散見される（元禄十六年八月条・中嶋惣左衛門・同人下人仁兵衛死亡事件、宝永元年三月十一日条・名越勘平・野上門七郎死亡事件）。何らかの処分が行われたかの記載は無い。その中で元禄七年六月十四日条・若党討首事件では、喧嘩の発生原因は不明だが、一方は重傷、他方は現場から逃げ出したものの、取り押さえられた。両者の申口に相違があったが、是非の判断はされずに翌日重傷者が死去したため、最早「不及御吟味」として、数日後他方の若党は打ち首に処された。喧嘩両成敗法が機能している例となる。

乱心による事件の多発が注目される。原因不明な加害行為は乱心として処理する動きがあったのではと疑いたくなる程である（上掲元禄九年六月廿一日条参照）。元禄十三年八月廿一日条では「乱気」から養父を切り殺し

た五平次は三年弱の牢舎の上で討首に処された。十六年六月六日条では御用で派遣されていた牛窓で刀・脇差を抜く程では無い軽い「乱気」を起こした(錯乱状況を詳しく取り調べている)進藤小三郎は父親の縁故も関係するのか知行は召し上げられ、牢居の処分がなされたに留まる(但し八年後の正徳元年には母及び倅(小三郎力、但し横に付記した史料から結婚しており、その場合は小三郎子息となろう)に五人扶持が下されている)。

その後の彼の動向を示す記事が『元禄十六年・宝永元年立合日御評定日留帳』元禄十六年十二月十三日条に掲載されているのに気づいたので、紹介しておく。

同日 同人(上坂藏人)

之内へ入申候而看病仕度段奉願

一庄野市右衛門・進藤小三郎、去夏私方へ引うけ申候、

病気差発之時分ハ、母・妻ともニ牢へ入、看病仕

已後乱気之気味少も差発不申、常之通ニ御座候、他

候ハ、当人ノ若党、又ハ市右衛門にても、牢ノ

病ハ切々差発申候、母申候ハ、気色氣之時分、番人

口ニ附、錠ヲおろし候様ニ仕、母・妻ともニ牢入

看病候てハ迷惑仕候間、左様之節小三郎母并妻も牢

同前ノ向ニ仕、守り可申由、猪右衛門殿被仰

牢居のまま、小康状態の続いていることが認められる。

また元禄十年八月廿五日条に依ると、「乱気」を起こした河合九太夫は御郡会所揚り屋に遣わされたが、その際に老人半の御扶持が下されており、母・母の弟や妹二人、計四名にも同様の御扶持が下された。九太夫の処分は「永牢」扱いと思われ、元禄十四年には鹿久居嶋に遣わされたと記載する。また元禄八年四月十四日条では、乱心のため、小仕置中に相談して屋敷内に「押置」いた養母が四月に自殺したために、養子の寒川源左衛門は遠慮引込みしていたが、六月出仕が認められた。不孝の罪は別に問われていない。特異な事件では、元禄十二年正

月朔日条によると、御弓組頭石黒後藤兵衛の盲目の弟は此れまで「乱心ケ間敷義、終」に無かったが、元日団欒の場を離れ、戻ってきた折りには刀を持っており、突然甥を襲撃したために「取伏せ」しようとしたが、困難なため後藤兵衛は結局殺害し、遠慮届けを差出し〔略記では直ぐには無く、翌日提出したとの時間の経過について若干問題視する向きをあったことを示唆する〕謹慎していたが、二月三日に赦免となっている。突然発生する乱心に対する周辺の人々の取り鎮め行動に問題があれば、責任が問われた事例は既述した。

このように乱心と雖も、その行動結果に対して、また取り鎮めに問題行動した者共にも責任を問う事例が散見される一方、親族内で乱心者（又は障害者）の介護に当たる人々には、配慮を示している。儒教的な恩恵措置として評価される。

次に或る年次を境として、流罪記事の出現することが注意される。既に荒木祐臣氏が『備前池田藩秘史』（一九七六年、同氏『備前岡山町奉行』は簡単に触れる）で言及するが、出現の契機、刑罰としての流罪のみか、その後の経緯について論ずる余地が残されているので、触れてみたい。岡山藩の流刑先は瀬戸内海日生諸島の最大の鹿久居（喰とも記す）島（現岡山県備前市日生町、対岸の日生港から六百米、フェリーで一〇分、面積一〇km²）である。同島は延宝七（一六七九）年頃は岡山藩の馬牧であったが（略記延宝六年条・元禄十一年条参照）、『池田家履歴略記』（元禄十一年六月廿二日条・五七七〜九頁）で（曹源寺）本尊入仏供養大赦あつて罪人六拾三人を鹿久居島に流されし」として「此度初而流罪有し」と細行記載する。『留帳』では

寅ノ六月廿二日、於曹源寺入院之規式相済候以後、
調、猪右衛門より同廿七日之御飛脚ニ江戸江差上候由、
牢舎人追込等御赦免、御追放被 仰付候者共科書相
此外嶋江同日被遣候者共之科書も猪右衛門へ相渡候、

此書付之内、町方追込人者曹源寺江出シ不申、上嶋——外御赦免御追放嶋江被遣候者ハ不残、曹源寺江呼寄、彦二郎手前ニ而申渡し候様ニと、猪右衛門被申渡、其——山門ノ下坂口ニ並人置、宮部清四郎申渡ス

として、御赦免之者共を内曲輪牢舎人七名・御郡会所牢舎人十一名・御郡方村追人之内七名・御郡方足錠ヲ入村江被置候内十八名、御追放之者共を御郡会所牢舎人一名・内曲輪牢舎人一名・御郡会所長屋江入置一名、計四拾六人の名・科書を列記した後、「寅六月廿二日、於曹源寺申渡候内曲輪牢舎人之内、嶋江被遣候者共」五十八名・「同日御郡会所長屋江入置候内、嶋江被遣候者共」三名・「同日町方追込人之内、嶋江被遣候者共」一名の計六十二名（『留帳』は略記と同様六十三名とする。妻子を二名として数えるか）の名・科書を同様列記する（赦免・追放・流罪の選択基準の究明については今後の課題としたい）。

続いて六月廿七日条では、松田又之丞が「数十年簡略とは号しながら、身行悪敷、生計貧困ニ及び、不覚悟なりとも知行没収せられ、蔵麦少々賜り、妻子共鹿久居島に流さる」、また「調所喜右衛門も同罪、其子半左衛門に島にて麦少し給りぬ」とあり、「六月廿七日評定所に家老小仕置判形大横目列座にて仰を伝ふ」とする。本史料は『留帳』と同文であり、『留帳』に依拠したことは間違い無い。本史料に於ける流罪記事の初見である。

続いて罪の内容は不明だが、郡会所揚り屋に入れられていた古川八左衛門も八月晦日に流された（荒木祐臣前掲書一七八頁では、八左衛門流罪を元禄十年、続く加藤文太夫流罪を元禄十一年とし、元禄十年に既に流人島になつていたとする。しかし、『備前岡山町奉行』ではその典拠を「略記」とするが、「略記」でも五七九・八二頁と元禄十一・十二年に収載されており、重大な誤解があることを付記しておく）。翌年殿に從つて帰国した加藤文太夫が「江戸中遊里にかよひ」「酒色を事とする条・武士の道理更に心にわきまへざる者」故、元禄十二年六

月十日流罪となった。これ以降、本史料では元禄十二年閏九月三日条の恋慕して同心しない婢を切って出奔した者が、また宝永二年六月廿八日頃の宮内へ通い、出役中不届きな仕方であった者が、軽輩、若年故に流罪に処された事例が検出される。また「略記」では元禄十二年八月廿三日、京一条政所付武士の若党が同家の下女を切倒し出奔したが、丹波国龜山領で捕らえられ、岡山迄船で送られ、町会所獄屋に収容されていたが、日にち不明、九月末頃鹿久居島へ流された(五八二頁)。更に十一月廿三日には、弓組等の下級武士十五名が「博徒」として、町人百姓三十人と共に鹿久居島に流された(五九五頁)。元禄十五年四月十一日には、菅能寺他三寺・修験二名計六人が法度を犯して博奕をしたのみならず、罪を免れる為の弁明が「心底誠に凡俗にも劣り其罪最重し」の理由から、評定所庭に呼出し、鹿久居島への流刑を言い渡した(五九八頁)。

また元禄十五年、月日は不明だが、松田又之丞・吉川八左衛門が「いかなる罪や有けん、其身は勿論、妻子共に鹿久居に流さる(又之丞妻并子半左衛門・弥一郎、八左衛門妻并子金七・娘くり)、かゝる処に又之丞・八左衛門兩人島にて死(同時に死せしは自殺せしや未詳)、されは七月廿三日妻子の罪御ゆるし有て岡山に帰^{マカ}といふ(勿論両家共断絶の事なれば、妻子親類の中に帰りし成へし)との、不自然な記事が見える(五九九頁)。松田又之丞は元禄十一年六月廿七日に妻子と共に鹿久居島に流された者と同一人物であろう(但し悴半左衛門は元禄十一年に流された調所喜右衛門の子と同名であることが若干気になるが)。一方吉川八左衛門は古川八左衛門の誤りか検討の余地を残すが、同一人物であれば、元禄十一年に松田・調所に続いて流罪になった者である。従つて略記では元禄十五年条に二名が家族共々「流さる」と記載するが、一旦恩赦に逢い岡山に戻つた後、再度流罪となつたと考えるより、元禄十一年に流罪となつた後、十四年に両名が不自然な死を遂げたため、家族は戻され

たと理解するのが穏当であろう。

以上各種史料を眺めると、荒木祐臣氏『備前池田藩秘史』が触れた岡山藩では流罪は元禄十年には始まっているとの指摘は誤りであり、元禄十一年六月二十二日が流罪実施の初見であることが確認されるが、その出現の契機には何らかの事由があったのかの問題に関しては、管見の限り言及した論は見出せない。幕府は元禄十年六月に「一家一領中迄ニ而外へ障於無之者、向後不及伺、江戸御仕置ニ准し、自分仕置可被申付候」と手限吟味権・手限仕置権を事件が「一家一領中」内である限り藩に認める所謂自分仕置令を出した。岡山藩でも元禄十年『留帳』に依ると、元禄改鑄の一環として出された新鑄ニ朱判通用の法令（その岡山藩への効果は「略記」五七〇頁の「新金銀通用」を参照の事）と共に、「右式通之御書付、丑七月二日江戸大御目付仙石伯耆守殿より公儀使安東平左衛門請取、七月四日之御飛脚ニ差越、同十三日岡山へ至来」と記載しており、受け取った事が認められる。その検討に際して自分仕置令中の「遠嶋ニ可申付科ハ、領内ニ嶋於無之ハ永牢」の文から、逆に牢舎刑から流刑に切り換えてよいと受け取ったのではないだろうか。幕府の遠嶋刑は重追放より重く、遠隔の島に原則的に付き添いを認めず隔離し、生活は島民の漁労等の手伝い等によって飢渴を凌がざるを得ない。岡山藩はその実態を京・大坂から薩摩・五島、或いは隠岐・壹岐・天草に向かう流人船の途中の寄港先に挙げられていたので承知の筈である。だが既に眺めたように本土の眼前のどう見ても遠隔の地と言えない島を流罪の島に選んだ。それだけでも重追放より重い刑罪と言えるか疑問となるが、その上開始時の元禄十一年に流された妻子同伴の松田又之丞・子同伴の調所喜右衛門には蔵米が支給されている。本史料からは岡山藩の流罪の取り組みを伝える資料は見出せないが、「書拔」では元禄十四年九月廿九日条・武士名を名乗り、所謂駕籠抜ケ詐欺を行った土肥右近駕籠者長

七は「鳥ニ而牢」と通常の「鹿喰鳥へ被遣」の表現とは異なる刑が科されている一方、本史料も触れる宝永二年十二月条・岡山で米を購入、その米で年貢支払いをする契約で銀札を受け取ったてんまの久次郎は、川上で他所米を安価で購入、蔵払いに出しかけた時に、其の事実が発覚して、流罪となった（晒の取り組みや陸路で日生村まで連行する取り組みは興味深い、それに触れる余裕は無い）が、鹿久居「鳥ニ而ハ追放」を科している（書抜一〇六三頁）。幕府の遠嶋刑と異なり、鳥に牢舎を設け、受刑者をそこに収容するのが原則であり、荒木祐臣氏『備前池田藩秘史』一七五頁では流人小屋、其の監視施設等を紹介する。また幕府とは異なり流人への米麦や塩が官給される待遇にも言及する。現在広島大学文学部所蔵の「鹿久居鳥文書」の中に宝永年間の流人の賄いに関係する文書があり（『和氣郡史』資料編下巻（一九八三年）では「宝永五年十一月より同六年正月迄、鹿久居鳥流人御賄方御勘定控帳」が紹介されている）、その分析等は後考に期したい。

ただこの流罪先に自ら移住を選択した事例の散見される事が注意される。元禄十三年六月に藩士^歩の弟田代儀右衛門が浪人となり、方々の助力にて露命を続けてきたが、今日は借屋を貸すものも無くなり、（奉行所の働きかけで）町宅に泊まれるよう手配を町奉行宅に十一才・九才の二子連れて願い出た。家老中から幸便があるならば鳥へ遣わすべしとの指図があつて、結果九月末に父子三人は鹿久居島に渡つた。この場合島での生活に藩がどのように関与したかは不明である（略記五九〇頁）。しかし、生活には流罪者と同様官給された可能性が高い。また元禄十五年六月には、貧窮の故か、相次ぐ父田田小兵衛・兄の自殺をうけて、残された次男は母や弟・叔父と共に存じ寄りの者を頼つて渡世を考えたが、それもなかなか難しく、最終的に「御養ひニ而居申候ハハ、扶持方等之セ話無之、飢ニ及申義ニ有之間敷」との説得（但し強制では無く、得心づくであることを認める書付を求

める)に、母達は合点して島に渡った(本史料参照)。この場合「御養ひ」として何らかの生活の糧が支給されたと考えざるを得ない。但し両件とも生活を営む場がどのように設営されたかは不明である。流罪の収容施設を利用したのであろうか。各種資料の精査を今後に残すこととなった。

本史料は「刑罰書抜」と同様、表題に記載する元禄七年から宝永三年に至る各年次の『留帳』から、編纂者の関心を抱いた刑罰を始めとして、各種事件を列記したものであり、刑罰に限定されない点、「刑罰書抜」より広範囲な内容が含まれている。『留帳』を簡単に閲覧出来ない現状では、活字化するのも意味あろう。

本史料の紹介を通して、種々の知見が得られた。なかでも岡山藩では幕府元禄十年の自分仕置令を受けて、元禄十一年に鹿久居島への流罪を開始した。その際に幕府の遠島刑とは異なり、領内という制約のため、本土に近い島を選択せざるを得なかった上に、岡山藩の伝統とでも言うべき儒教的な恩恵措置からか牢舎を設営、そこに流人を収容、更に生活に必要な物資の官給の政策を採ることとなった。この生活に必要な物資の官給の取り組みがあったので、生活困難者の生活保障手段が確保されていることと繋り、移住先として藩が勧める事例も出現したのである。この結果、犯罪に応じた流刑と生活困難者の移住の一島での併存が出現した。岡山藩刑政の特色であると言える。何年迄流罪が存続したかの問題については後考に期したい。

以上、本史料に触発されて、岡山藩刑政の取組の一端を眺めた次第である。

付論 岡山藩に伝来した「公事方御定書」か

先ず岡山市立中央図書館所蔵・盗人御仕置之事（K293-26・N）を、幕府「公事方御定書」と対比しつゝ、紹介する。なお下段幕府「公事方御定書」は『徳川禁令考』別巻収載の「棠蔭秘鑑」亨である。但し打込の限界のため、「一」字等の配置に底本通りではない箇所があることを断っておく。

盗人御仕置之事

1 一都而盗物之品ハ、被盜取候者江可被返候、金子遣
捨候ハ、可被損失、勿論盜物取戻候共、無別、
左之通御仕置可申付

2 一人を殺、盗いたし候もの、引廻之上、獄門

3 一盗ニ入、刃物ニ而人に疵付候者、獄門

但、忍入ニ而無之共、盜可致与存候へハ、疵付
候もの、死罪

五十八 盗人御仕置之事

1 一都而盗物之品は、被盜候者江相返可申候、金子遣
捨候ハ、可為損失、勿論盜物相戻候共、無差別、
左之通御仕置可申付事

2 一人を殺、盗いたし候もの 引廻之上

3 一盗ニ入、刃物ニ而人に疵付候 盜物持主江取返候

共もの 獄 門
但、忍入にて無之候共、盜可致と存、人に疵付
候もの、死罪

- 4 一盗ニ入、刃物ニ而無之、外之品疵付候もの、死罪
- 5 一致徒党盗可致与、人家江押込候頭取、獄門、同類、死罪
- 6 一人家江忍入、土藏など破り候類、金子雜物多少ニよらず死罪
 - 但、昼夜ニ不限、戸明無之处、又ハ家内ニ人無之故、手元ニ有之輕キ品を盗取類、入墨之上重敲
- 7 一盗人之手引をいたし候もの、死罪
- 8 一追剥いたし候もの、獄門
- 9 一追落いたし候もの、死罪
- 10 一片輪ものを 之品を盗取候もの、死罪
- 11 一片輪ものを殺候而、所持之ものを盗取候もの、獄門
- 12 一盜候上、欠落致し候もの、死罪
- 13 一手元ニ有之品を風と盜取候類、金拾兩以上、死罪、

- 4 一盗ニ入、刃物ニ而無之、外之品ニ而人に疵付候もの 死罪
- 5 一盗可致と徒党いたし、人家江頭取 獄門
- 押込候もの 同類 死罪
- 6 一家内江忍入、或ハ土藏杯破り 金高雜物之不依多少候類 死罪
 - 但、昼夜ニ不限、戸明有之所、又ハ家内ニ人無之故、手元ニ有之輕キ品を盗取候類、入墨之上重敲
- 7 一盗人之手引いたし候もの 死罪
- 8 一片輪もの所持之品を盗取候もの 死罪
- 9 一追剥いたし候もの 獄門
- 10 一追落いたし候もの 死罪
 - 〔27項参照〕
 - 金子ハ拾兩より以上、雜物ハ代金ニ積、拾兩位より以上ハ、
- 11 一手元ニ有之品を與風盜取候類 死罪

雑物代金ニ積、拾両以上、死罪

但、拾両以上〔ママ〕者、雑物共、入墨敲

14 一悪党ものと乍存宿致し、盗物売払遣又ハ質物ニ入置、配分取候もの、死罪

15 一悪党ものと乍存宿致し、又者五七日逗留為致候もの、重追放

但、悪党者礫ニ被行候ハ、宿致しと申者、死罪

16 一家宅へ忍入、旧悪五度以上、盗取候品無之共、同様引廻し死罪

17 一家蔵へ忍入候盗人ニ被頼、盗もの持運、配分取候もの、敲之上軽追放

但、配分不取候ハ、敲之上所払

18 一御林之竹木、申合盗伐致し候者、頭取重追放、頭

金子ハ拾両より以下、

雑物ハ代金ニ積、拾両位より以下ハ、

入墨敲

12 一悪党者と乍存宿いたし、盗物売払遣又は質に置遣、配分取候もの、死罪

候もの

13 一悪党者と乍存宿いたし、又ハ五七日宛逗留為仕候者、重キ追放

但、悪党者礫ニ被行候ハ、宿致候もの、死罪〔一家蔵江忍入、旧悪に候共、五物不得取候共度以上之度数盗いたし候者、引廻之上

死罪〕

14 一家蔵江忍入候盗人ニ被頼、盗物持運、配分取候もの、敲之上軽追放

頭取重追放

15 一御林之竹木、申合盗伐いたし、頭取ニ准し候もの

取 候もの、中追放

19 一途中ニ而小盗いたし候もの、敲、但、一旦敲相成

候上、軽き盗致し候ハ、入墨之上敲、又ハ〔候

カ〕盗致し候ハ、死罪

20 一橋之高欄又ハ武士屋敷之鉄物外し、盗取候ハ、

重敲

21 一軽き盗致し候もの致同宿ハ、所払

22 一軽き小盗と有之ハ、金高之多少不抱、手元ニ有候

品、或ハ腰錢・袂錢、其外見世ニ出し置候品之類、

金高不寄、盗シ趣意軽キ方と心得可申候

23 一湯屋ニ而着物着込候もの、入墨敲、衣類着替候も

のハ敲

24 一盗物と乍存、買取候もの、入墨敲

但年来買候ハ、死罪

25 一盗物と乍存世話致し、配分取〔ママ〕候もの、敲、

候もの

16 一軽き盗いたし候もの

同類

17 一一旦敲ニ成候上、軽盗いたし

候もの

18 一途中ニ而小盗いたし候もの

19 一橋之高欄又ハ武士屋敷之鉄物

外シ候もの

20 一湯屋江參、衣類着替候もの

21 一軽き盗人之宿いたし候もの

22 一盗物と乍存世話いたし、配分

ハ不取もの

23 一盗物と存、預り候もの

24 一陰物買

入墨之上

但、年来此事ニかゝり居候ものハ、死罪

25 一盗〔陰〕物と乍存、又買いた

し候もの

中 追放

過 料

敲

入

墨

敲

重

敲

敲

所 払

敲

敲

敲

敲

敲

敲

敲

同預り候ものも、敲

26 一出所得と不糺質物ニ置遣、一ト通意ニ而、配分等

不取もの、過料三貫文可申付

但、武家之家来ニ候ハ、江戸扨

26 一盗物とハ不存候得共、出所不

相糺、質ニ置遣候もの

但、武家之家来ニ候ハ、江戸扨

27 一片輪ものを殺候而、所持之品 引廻之上

を盜取候者

獄 門

28 一家蔵 江忍入、旧悪に候共、五 物不得取候共

度以上之度数盜いたし候者 引廻之上

死 罪

29 一盗人を召捕、雜物取返、内証 当人

ニ而逃し遣候もの

名主 叱

但、死罪ニ可成盗人を内証ニ而逃遣候ハ、名

主当人、軽キ過料

30 一盗人を召捕、吟味之上、他所にて盜候雜物金子等

致所持におゐてハ、遠国ニ候共、其所之奉行御代官、

或領主 江申達、被盜候当人召呼、其品渡可遣事

但、少分之品にて、当人請取ニ參候儀、遠国な

とにて難儀に候間、すたりに致度由申候ハ、

27 一盗人を捕、雜物取返し、内証ニ而逃し遣候当人并

名主共 (ママ)

但、死罪ニ可成盗人を内証ニ而逃し遣候ハ、

名主・五人組家々・当人共、過料可申付

28 一盗人を押、吟味之上、他所ニ而盜取候雜物金子等

於致所持ニハ、遠国候共、其所奉行御代官、或者

領主地頭へ申達し、被盜候当人召呼、其品渡可遣

候事

但、少分之品ニ而、請取參り候儀、遠国所ニ而

難儀ニ候間、捨リニ致度旨申候ハ、其分ニ可致、若又右雜物取上置候土地、親類・由緒之もの有之、名代ニ而受取度旨相願候ハ、願之通可申付

其分に可致候、若又右雜物取上ケ置候土地に、親類歟、由緒之もの有之間、彼者名代ニ而請取度旨相願候ハ、願之通可申付事
31 一盜物と乍存、下直ニ買取候も
の 所 払

29 一金子入之書狀請取、道中ニ而切解、金子取候飛脚、多少ニよらず、引廻し之上死罪

九十一 書狀切解金子遣ひ捨候飛脚御仕置之事
一金子入之書狀請取、道中ニ而 金高不依多少
切解、遣捨候飛脚 引廻之上
死 罪

本史料は全二九項から成る。一方「公事方御定書」（以下「御定書」と略称する）第五八条は三一項である（但し本史料第二九項は「御定書」第九十一条に対応する）。両者を対比するために、共に便宜的に項目上に番号を打った。

先ず表記で気づくのは、「御定書」は上段に犯罪構成要件、下段に刑罰と分けて記し、但書はその横に一字下げて区分する事無く記載することを原則とする。これに対して、本史料は上下段の区別無く、犯罪構成要件・刑罰を続けて記載する。但し但書の体裁は「御定書」と同一である。

次に本史料では第一〇・一八・二七項の三箇所で空闕が存在する。また文意から簡単に衍字と判明する第一一項・第一三項但書では「ママ」の印を打っておいた。

次いで内容面から眺めると、本史料が「御定書」と密接な関係にあることは容易に読み取れる。但し細部に亘ると、様々な異同が検出される。

史料1は「御定書」1と若干の語句の差異に留まる。2は同文。3は「御定書」3の「盗物持主江取返候共」の語句が無い。但書にも若干の語句の異同が検出される。4は「三而」の語が無いため、文意の把握に問題を残す。5は「致徒党盜可致乎」と、「御定書」5「盜可致と徒党いたし」と配列が逆転する。6は本文でも異同が存在するが、但書中「戸明無之所」は文意から「有」字以外にはありえず、重大な誤りを犯す。7は同文。8・9・10については「御定書」は史料10・8・9の配列を採る。史料11は10の関係から配置したと推定されるが、「御定書」では27項に配されている。史料12は「御定書」から検出されない。また『徳川禁令考』後集所収「科条類典」でも関係資料は見出せない。13は「御定書」11の条項を大幅に節略する中で、混乱が生じている。14・15は若干異同が存する。16は「御定書」28を前に持ってきたものである。史料「盜取候品無之共」は「御定書」では、文意は変わらないが、「物不得取候共」とする。17は「御定書」には無い但書が存する。この但書は天理大学図書館所蔵・広池千九郎旧蔵『棠蔭秘鑑』にも存在しないが、上掲「科条類典」・東京大学『科条類典本文下巻』（明治十四年）・『日本古代法典』（明治二十五年）、更に福山藩『御仕置定式』等の各種史料にもその掲載が確認される。『棠蔭秘鑑』中の「公事方御定書」下巻が最善の典籍か、疑問を投げかける一例である。

史料18では「御定書」に見える「同類 過料」の刑罰が欠落する。「御定書」16に対応する条項は盛り込まれ

ておらず、19では「御定書」18・17、更に「又候〔カ〕盜致し候ハ、死罪」の再犯規定とを一条に纏めて、独自の条文を作り上げている。20は「御定書」19項文に「外し、盜取候」と「盜取」の語を加えて念を押す。逆に史料21は「御定書」21と対応するが、「致同宿」では文意が通じない。更に史料22は「御定書」11に規定する犯行内容や、条文化の淵源となった判決に見出される「腰錢」等も列記して、「軽き小盜」の定義を行う異例の条項となっている。「御定書」16・18の区分の尽きにくい二項の義を補足する必要があったのか。もとより「御定書」では同規定は検出されない。この前後は「御定書」とは大幅に異なる規定となっていることに注意を払うべきである。

史料23も「御定書」20項の犯罪構成要件以外に、冒頭「着物着込候もの」と、他人の着物を自分の衣服の下に着こんで逃げ出すことを想定するのか、独自の犯罪構成要件を設けて、「入墨敲」の刑罰を科すことを規定する。24では「御定書」24項の「陰物買」の義を説明する言葉に置き換えると共に、「此事にかゝり居候もの」を「買候ハ、」と改める。25は「御定書」22・23を一条化したものであるが、「配分取」は「配分不取」の誤りである。26は「御定書」26の冒頭の「盜物とハ不存候得共」の文は自明のものとして判断したのか記載せず、逆に若干文意の通じない箇所が残るが、「一ト通意ニ而、配分等不取もの」の文を加え、更に「御定書」過料の罰金刑を「過料三貫文」と限定し、独自の条項構造とする。盗人を召し捕らえた場合の取組に対して、史料27は本文中では「叱」字の記載が無く、但書では名主・当人以外に「五人組家々」にも連帯責任を負わせる。28は「領主」以外「地頭」の語を加える以外、「御定書」30と大差無い。史料28は「御定書」九十一条とは「遣捨」の語が無いのみ差異が認められる。「金子取」の点では関連するが、犯行主体・行為は個別限定的で、何故「盗人語仕置之

事」に含まれた理由の説明はつかない。

以上、「御定書」第五十八条と対比しつつ、「盗人御仕置之事」と題する史料を検討してきた。「御定書」各項の配置と異なる例も有り、また大半で語句の変更が認められる。中には5但書・13・21・27各項のように法文の意を大幅に変更したり、法文の意が通じない迄の変更もある。更に19・25のように「御定書」複数項を一条化した事例も存在する。特に留意すべきは、12・22・23・24・26各項のように大幅に変更したり、新項を創設する条項も存在する。

本史料がどのようなルートを経て岡山市立中央図書館に所蔵されるにいたったのかを探る手掛かりが得られないのは残念であるが、一九六七年出版の岡山市立図書館の郷土資料目録に書名が見出だされるので、それ以前に寄付されたことは確認される。その史料にこれだけの異同が検出される理由として、岡山藩で「公事方御定書」を入手して最も多い犯罪の盗犯に対処するために作り上げたのでは無いかということである。しかし、25項では「江戸払」の江戸中心の刑罰の一つが検出されるので、その可能性は非常に少ない。とすると「公事方御定書」を底本とすることを承知しながら、変更して藩領内に持ち込んだのか、または藩領内で変更したのか、或いは「公事方御定書」を知らずに、「御定書」の一項として変更された史料を受け入れたことなどが想定される。ただ言えることは、一項だけでこれほど変更を受けた史料は管見の限り見当たらないが、その史料が岡山藩領内の図書館に現蔵されている事実である。別に紹介する機会もあろうが、岡山大学図書館所蔵池田家文書に於いても、「公事方御定書」の名称は採らないが、同冊子と類する典籍が数本保管する。その内一本のみ参照の資料となりうるだけで、残りは大幅な変更を受けている。この事実は江戸幕府後半の基本法たる「公事方御定書」の定本を

必ずしも承知しないまま、外様藩の岡山藩は幕府法と接触してきたことを示唆するのではなからうか。とすれば、今回紹介した「盗人御仕置之事」もその一例となる可能性が高い。

荒木祐臣氏は「岡山町奉行が、ある事件に判決を下す時には、先ず『御定書百ヶ条』と『備前国法』をもとにして判決原案を作る」と指摘（『備前岡山町奉行』二二頁）するが、判決原案作成の際に『御定書百ヶ条』を基としたとされるその証跡を林は目下見出しえておられない。その点で岡山藩が「公事方御定書」と公的に接触した痕跡を膨大な量の池田家文庫収蔵典籍群や地方史料から検出できるかどうか、最大の課題であることを確認して、不十分な資料紹介を終えたい。

最後になりましたが、二史料の翻刻を許可されました岡山市立中央図書館に感謝の意を表します。